



平成25年度版
地方税のしおり

2013

徳島県立中央病院



表紙・内写真：徳島県立中央病院

目 次

はじめに	1	軽自動車税	37
徳島県の予算と県税収入	2	自動車と税	39
徳島県の予算の使いみち	3	鉱区税	42
市町村の予算と市町村税収入・予算の使いみち	4	狩猟税	42
税金の種類	5	固定資産税	43
個人県民税・個人市町村民税	6	都市計画税	48
法人県民税・法人市町村民税・法人事業税	13	国民健康保険税	49
県民税利子割	18	鉱産税・入湯税	51
県民税配当割	19	申告と納税の期限の一覧	52
県民税株式等譲渡所得割	20	延滞金・加算金	54
個人事業税	21	納税の猶予・減免について	55
不動産取得税	23	地方税の救済制度	57
地方消費税	26	納税の方法	58
県たばこ税・市町村たばこ税	27	税金についてのお問い合わせは	59
ゴルフ場利用税	28	平成25年度主な地方税法等の改正	62
自動車取得税	29	e L T A X (エルタックス)について	64
軽油引取税	32	中学生の「税についての作文」紹介	65
自動車税	34		

青色文字は、県税です。緑色文字は、市町村税です。

この冊子に記載した税目の内容等は、特段の記載がない限り、平成25年4月1日現在のものです。

はじめに

地方税（県税、市町村税）は、私たちの地域社会をより豊かで住みよいものにするため、例えば、道路や港湾の整備、皆さんたちの教育、商工業や農林水産業の振興、経済的に不安定な人たちへの社会保障などの仕事を積極的に進めていくための、大切な財源となっています。

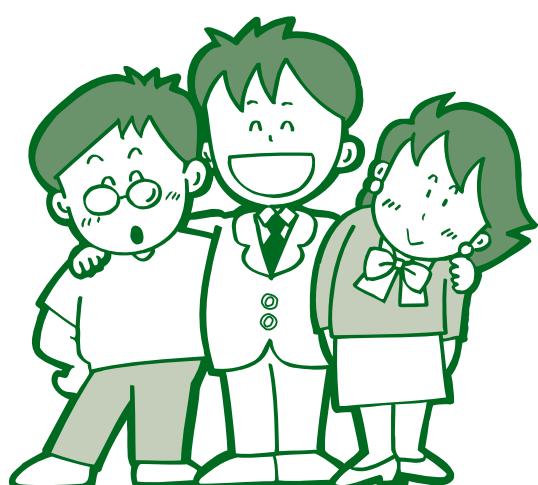
そこで、地方税がどのようなしくみで、いつ、どれだけ納められているのか、また、それがどのように生かされているのか、そのあらましをわかりやすくお知らせするために、この「地方税のしあり」を作りました。

この小冊子で県、市町村の仕事と地方税について更に、地方自治や地方財政と租税とのかかわりを正しく理解していただければ幸いです。

徳 島 県

徳島県市長会

徳島県町村会

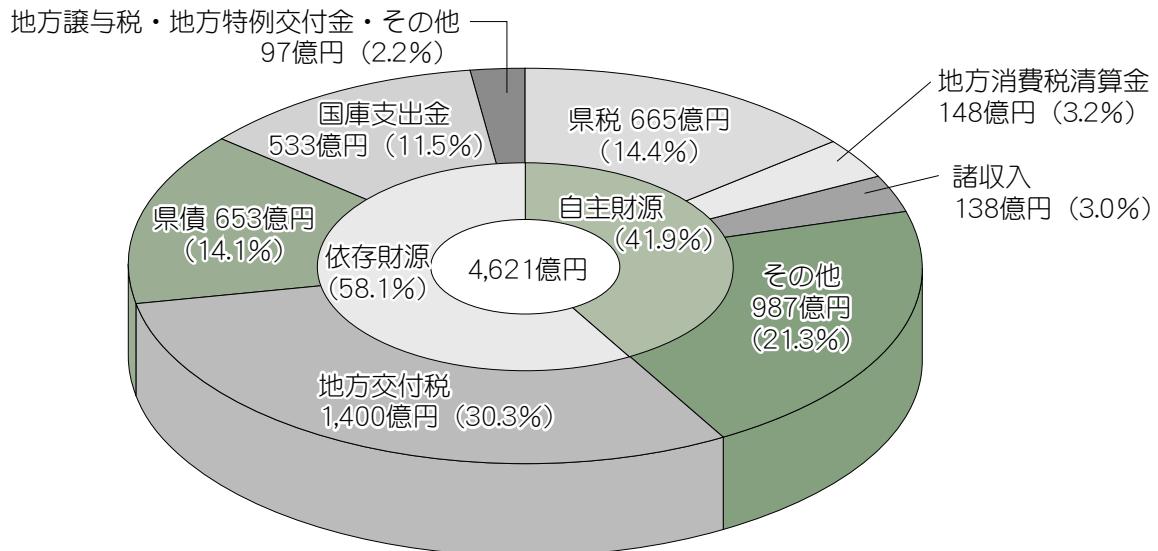


徳島県の予算と県税収入

平成25年度の一般会計予算は、4,621億円です。このうち県税収入は665億円で、一般会計予算の14.4%を占め、県政を進めていくうえで重要な財源となっています。

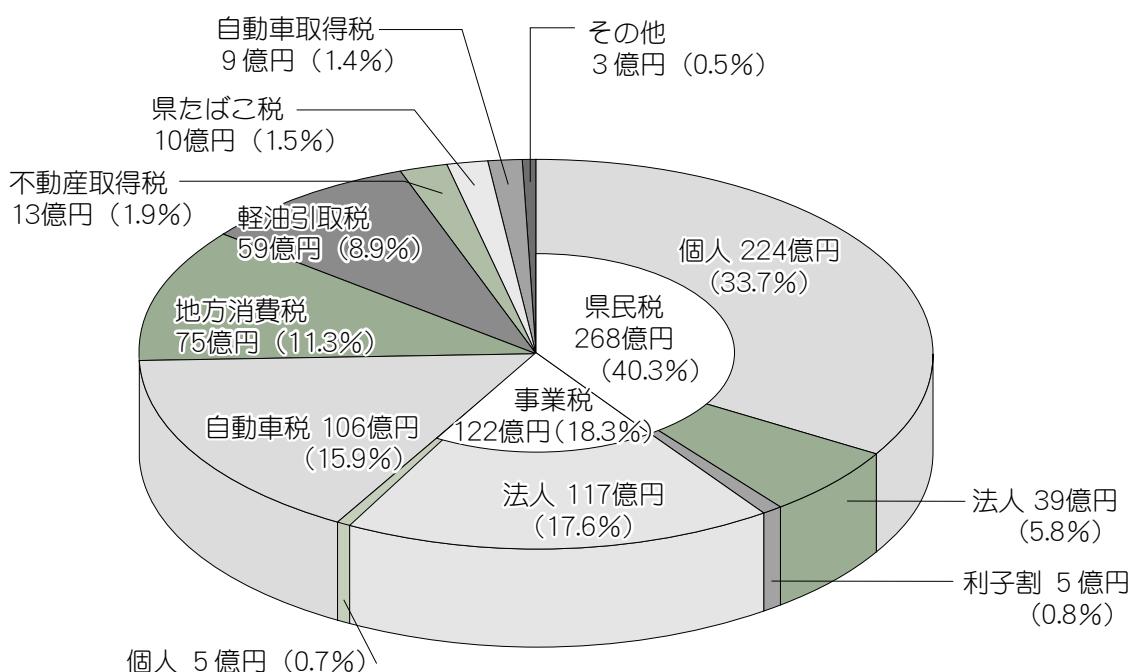
[一般会計（歳入）の内訳]

4,621億円



[県税の内訳]

665億円

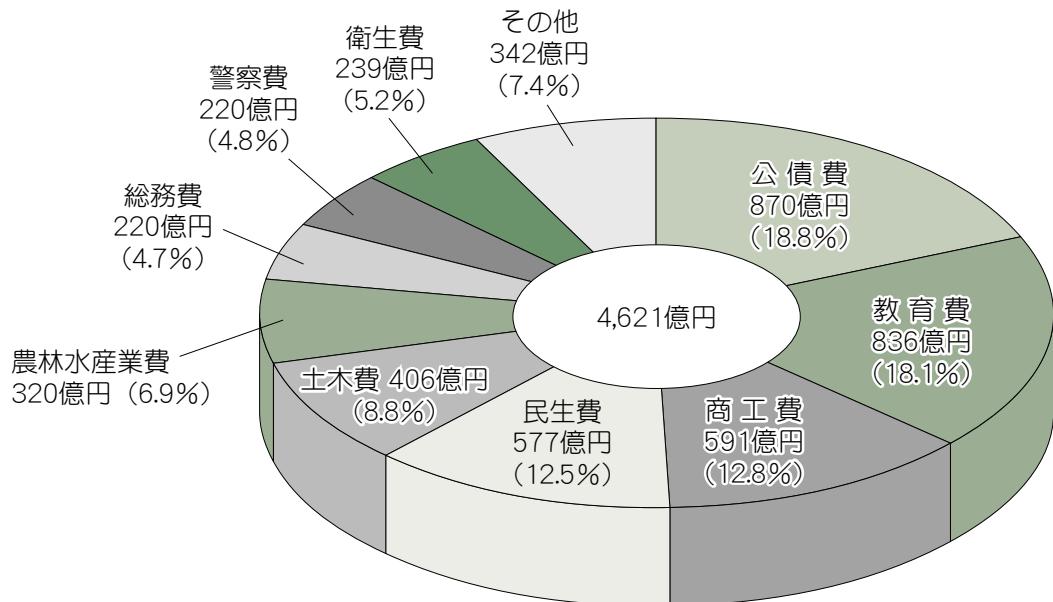


徳島県の予算の使いみち

徳島県では、「にぎわい・感動とくしま」の実現、「経済・新成長とくしま」の実現に、「安全安心・実感とくしま」の実現、「環境首都・先進とくしま」の実現、「みんなが主役・元気とくしま」の実現、「まなびの邦・育みとくしま」の実現、「宝の島・創造とくしま」の実現の7つの基本目標の実現に向けた予算編成をしています。

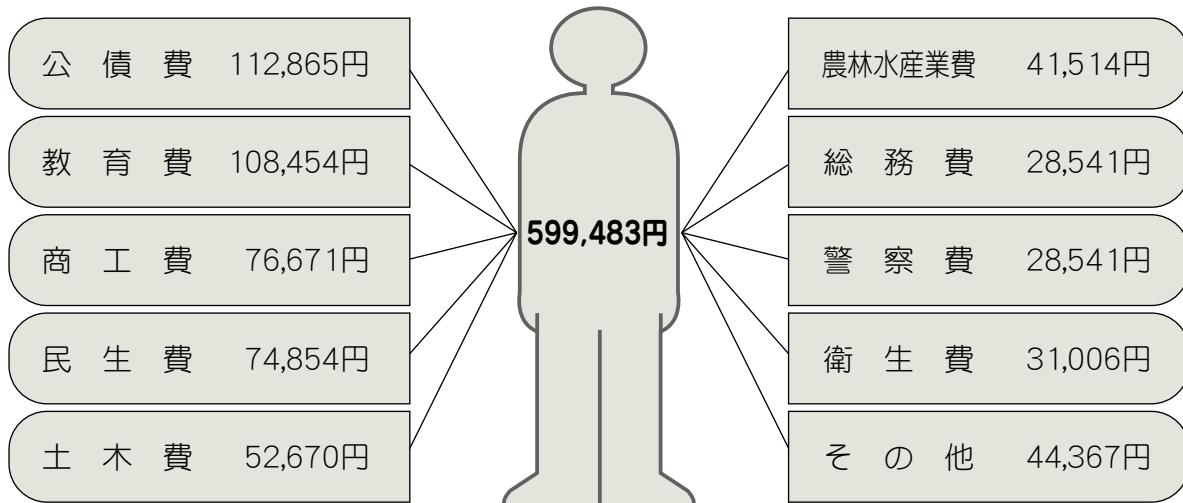
[一般会計（歳出）の内訳]

4,621億円



[県民一人当たりに使われるお金] 599,483円

[県民一人当たりが納める県税額] 86,271円

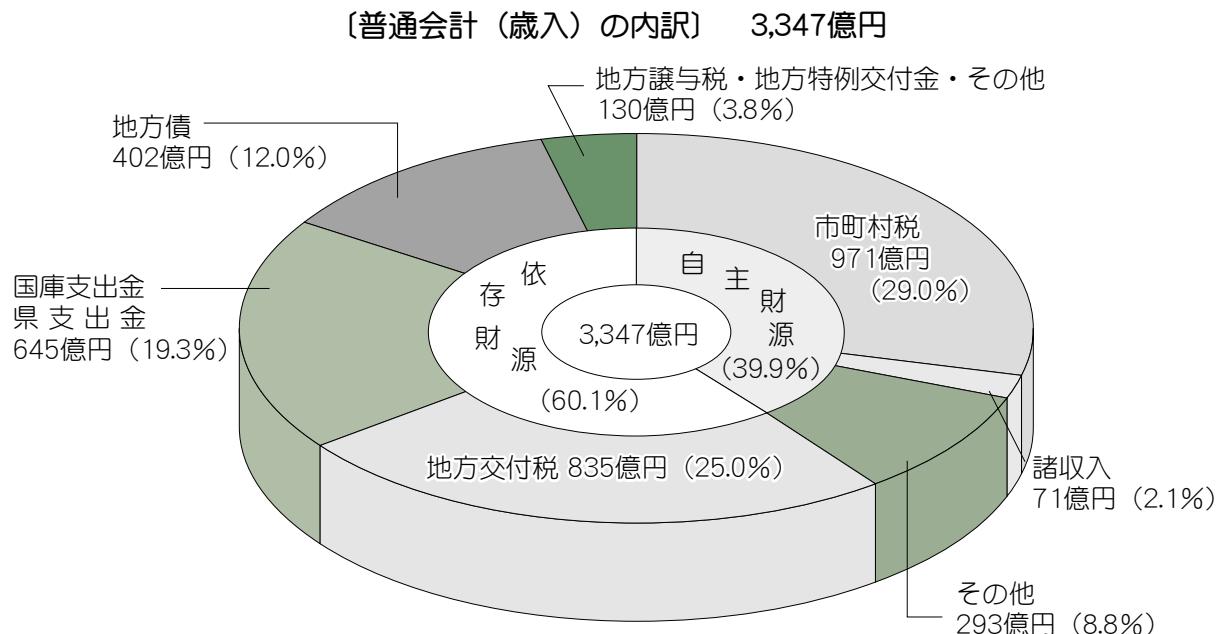


(人口：平成25年4月1日現在の推計人口 770,831人)

市町村の予算と市町村税収入

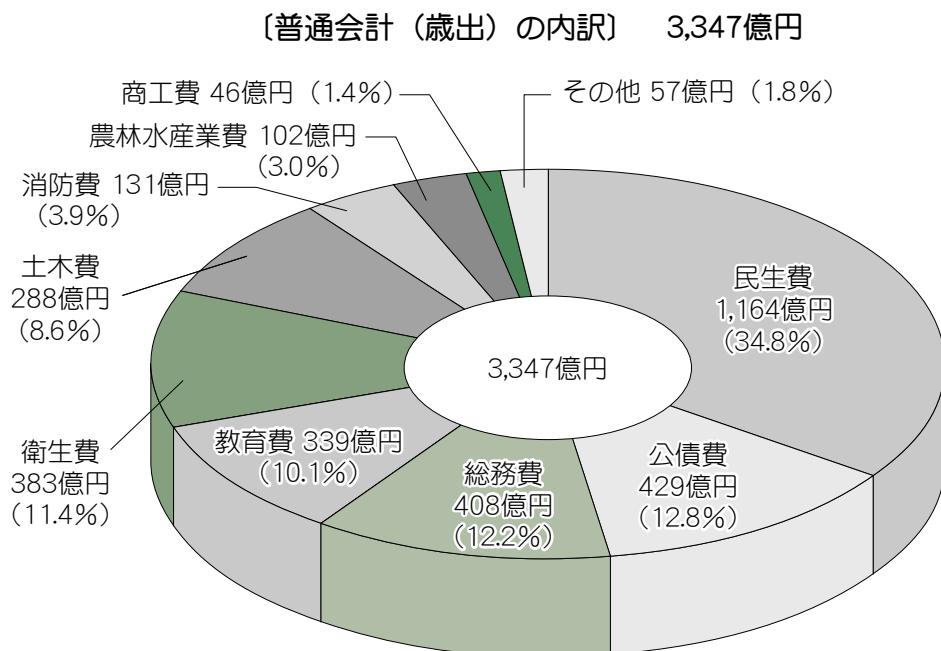
平成25年度の県内市町村の^{*}普通会計当初予算は、3,347億円です。このうち市町村税収入は971億円で、普通会計予算の29.0%を占め、市町村行政を進めていく上で重要な財源となっています。

※平成25年度当初予算のうち小松島市、阿波市及び美馬市は骨格予算編成となっているため、通年予算ベースではありません。



市町村の予算の使いみち

市町村では、私達の生活にとって極めて身近な仕事をしており、歳出予算の内訳としては、民生費の34.8%を筆頭に、次のようにになっています。



税金の種類

◎納める方法による分類

直接税……税金を負担する人が直接国や県などへ納める税金

間接税……税金を負担する人とそれを納める人が異なる税金



◎使いみちによる分類

普通税……使いみちが特定されていない税金

目的税……使いみちが特定されている税金

国に納める 国 税

直 接 税

所得税 法人税
地方法人特別税
相続税 贈与税

間 接 税

消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 挿発油税
地方揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税
自動車重量税 印紙税
登録免許税 電源開発促進税 とん税 特別とん税
関税

地方公共団体に納める 地方税

県に納める 県税

普 通 税

直 接 税

県民税（個人県民税・法人県民税・県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割）
事業税（個人事業税 法人事業税）
不動産取得税 自動車取得税
自動車税 鉱区税

間 接 税

地方消費税 県たばこ税
ゴルフ場利用税 軽油引取税

目 的 税

直 接 税

狩猟税

市町村税

普 通 税

直 接 税

市町村民税（個人市町村民税 法人市町村民税）
固定資産税 鉱産税
軽自動車税

間 接 税

市町村たばこ税

目 的 税

直 接 税

事業所税 都市計画税
国民健康保険税 水利地益税
共同施設税 宅地開発税

間 接 税

入湯税

個人県民税（県税）個人市町村民税（市町村税）

県内に住所がある個人にかかります。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて「個人の住民税」と呼んでいます。

住民税は市町村で賦課徴収されたあと、県民税分は各市町村から県に払い込まれます。

◆納める人

- 毎年1月1日現在で
- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
 - 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、
その所在する市町村内に住所のない人……………均等割のみ

◆非課税

◎均等割と所得割が非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

◎均等割のみ非課税

- 前年の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人

※均等割の非課税限度額 35万円以内で市町村の条例で定める額×（控除対象配偶者+扶養親族数+1）+21万円以内で市町村の条例で定める額

◎所得割のみ非課税

- 前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の人

※所得割の非課税限度額 35万円×（控除対象配偶者+扶養親族数+1）
+32万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）

◆納める額

区分	均等割（年額）	所得割の課税標準	所得割の税率
県民税	1,000円	前年の課税所得金額	4%
市町村民税	3,000円	同上	6%

※平成26年度から平成35年度までの各年度分の均等割額は、県民税1,500円、市町村民税3,500円となります。

◎所得割額の計算方法

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費} (\text{サラリーマンの場合は給与所得控除額})} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - (\boxed{\text{調整控除額}} + \boxed{\text{税額控除額}}) = \boxed{\text{所得割額}}$$

(注) 土地建物などの譲渡所得、退職所得は別の方で計算されます。

◆給与所得控除

所得税の「簡易給与所得表」により給与所得の金額を求めますが、控除額の計算については次のとあります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下の場合	収入金額×40% (65万円に満たない場合には65万円)
180万円を超える場合	72万円+ (収入金額 - 180万円) ×30%
360万円を超える場合	126万円+ (収入金額 - 360万円) ×20%
660万円を超える場合	186万円+ (収入金額 - 660万円) ×10%
1,000万円を超える場合	220万円+ (収入金額 - 1,000万円) × 5%

(注) 収入金額が1,500万円を超える場合の控除額は245万円となります(平成26年度分から適用)。

◆事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専ら事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- ◎青色申告……専従者に支払われた適正な給与額
- ◎白色申告……専従者1人について次のいずれか少ない金額
 - 50万円(配偶者の場合は86万円)
 - 事業専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)

◆所得控除(次のページ参照)

◆調整控除

所得税から個人の住民税への税源移譲に伴い、所得税と個人住民税との控除額の差から生じる負担の増を調整するため、個人の住民税に調整控除が設けられています。

- ◎課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか少ない額の5%を控除

- 1 人的控除額の差の合計額
- 2 課税所得金額

- ◎課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} の5%を控除

※金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

◆税額控除

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除があります。

◆申告と納税

賦課、徴収事務は県民税と市町村民税をあわせて市町村で行います。

◎申告

- 前年中の所得について住所地の市町村に3月15日までに申告します。
- 所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありませんが、この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。
- 給与所得のみの人も申告する必要はありませんが、医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告してください。

◎納税

- 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。(特別徴収)
- 65歳以上の公的年金受給者については、年金の支払者が公的年金から差し引いて納めます。65歳未満の公的年金受給者のうち給与所得者については、給与支払者が給料から差し引いて納める方法に戻ります。(特別徴収)
- 上記以外の方については、市町村から送られてくる納税通知書によって6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。(普通徴収)

◆所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいづれか多い金額 ①(損失額-保険等により補てんされた額) - (総所得金額等×1/10) ②災害関連支出額-5万円
医療費控除	(医療費-保険等により補てんされた額)- (総所得金額等× $\frac{5}{100}$ 又は 10万円のいづれか低い額) 限度額200万円
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	次のページ参照
地震保険料控除	①地震保険(限度額25,000円) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円 ②長期損害保険(10年以上、平成18年12月31日までに契約締結したもの) (限度額10,000円) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円 ①と②に係るものがある場合は、それぞれ計算して合算した金額(最高限度額25,000円)
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円、配偶者や扶養親族が同居特別障害者の場合は53万円)
寡婦(寡夫)控除	26万円(合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦は30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	33万円(70歳以上の配偶者は38万円)
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者
	合計所得金額 控除額
	38万円 超 45万円 未満 33万円
	45万円 以上 50万円 " 31万円
	50万円 " 55万円 " 26万円
	55万円 " 60万円 " 21万円
	60万円 " 65万円 " 16万円
	65万円 " 70万円 " 11万円
	70万円 " 75万円 " 6万円
	75万円 " 76万円 " 3万円
	76万円 " 0
扶養控除	扶養親族(16歳以上)一人につき33万円 (19歳~22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円) 同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円
基礎控除	33万円

(注) 平成25年度の住民税は、平成24年中の所得にかかります。

◆生命保険料控除（上限：70,000円）

① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

- イ 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額28,000円の所得控除（介護医療保険料控除）が新たに設けられました。
- 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ28,000円です。
- ハ 上記イ及び□の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりです。

前年中に支払った保険料等の合計額	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額35,000円）を適用します。

前年中に支払った保険料等の合計額	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記①□及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限28,000円）になります。

- イ 新契約の支払保険料等につき、上記①ハの計算式により計算した金額
- 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

◆個人住民税の扶養控除について

個人住民税の扶養控除が平成24年度分から次のようにになっています。(平成22年度税制改正によるものです。)

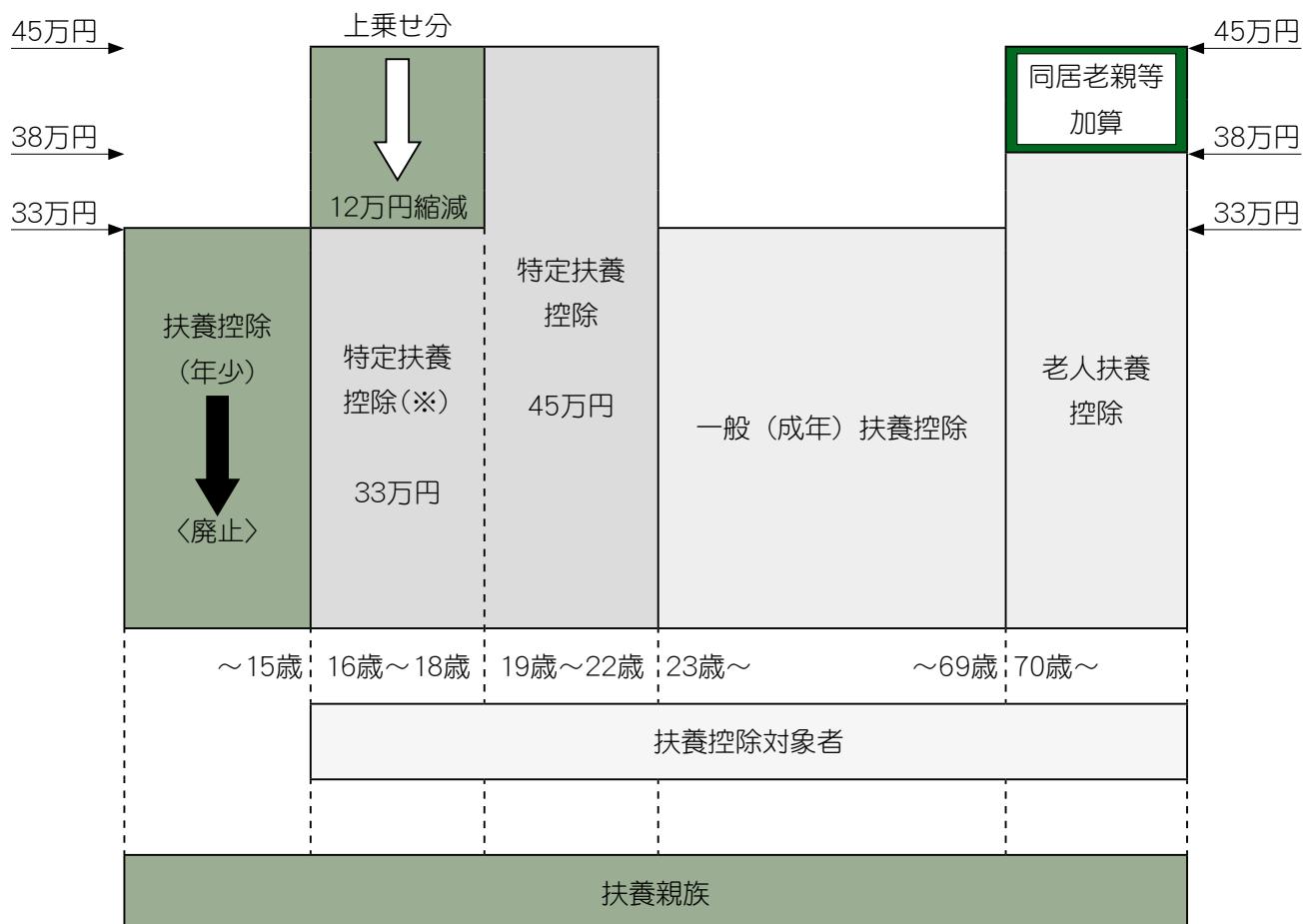
○年少扶養控除（16歳未満の扶養親族に係る扶養控除）は廃止。

33万円→0円

○特定扶養控除（16歳から22歳の扶養親族に係る扶養控除）のうち、16歳から19歳未満の特定扶養控除について、控除額が縮減されました。

45万円→33万円（上乗せ部分12万円を縮減）

〈扶養控除のイメージ図（H24年度分より）〉



※16歳から19歳未満の「特定扶養控除」は、平成24年度分から「一般（年少）扶養控除」となりました。

(注) 年少扶養控除は廃止されましたが、非課税限度額の算定等に扶養親族の人数が必要となります。したがって、16歳未満の扶養親族についても申告する必要がありますので、ご注意ください。

◆サラリーマンAさんの個人県民税、市町村民税はいくらになりますか？

(給与所得の場合)

- 家族構成……夫婦、子供2人（妻……無職、長男……19歳、長女……16歳）
- 平成24年給与収入600万円、社会保険料60万円、一般生命保険料（平成24年1月1日以後契約）5万円、個人年金保険料（平成24年1月1日以後契約）3万円、地震保険料2万円

所 得	所 得 金 額 (A)	
	収 入 金 額 6,000,000円
	給与所得控除額	1,260,000円 + (6,000,000円 - 3,600,000円) × 20% = 1,740,000円
	所 得 金 額	6,000,000円 - 1,740,000円 = 4,260,000円
	所 得 控 除 額 (B)	
	社会保険料控除額 600,000円
割 合	生命保険料控除額	50,000円 × 1/4 + 14,000円 = 26,500円 47,500円
	地震保険料控除額	30,000円 × 1/2 + 6,000円 = 21,000円 10,000円
	配偶者控除額 330,000円
	扶養控除額	450,000円 + 330,000円 = 780,000円
	基礎控除額 330,000円
		所得控除額計 2,097,500円
均 等 割 合	課税所得金額 (A - B)	4,260,000円 - 2,097,500円 = 2,162,500円 → 2,162,000円 (C) (千円未満切り捨て)
	調整控除前の所得割額 (F)	
	県 民 税	2,162,000円 (C) × 4% = 86,480円 (D)
	市 町 村 民 税	2,162,000円 (C) × 6% = 129,720円 (E)
		計 216,200円 (F)
	調整控除の算出	課税総所得金額 > 200万円 330,000円 - (2,162,000円 - 2,000,000円) = 168,000円
均 等 割 合	県 民 税 調 整 控 除 額	168,000円 × 2% = 3,360円 (G)
	市 町 村 民 税 調 整 控 除 額	168,000円 × 3% = 5,040円 (H)
	調整控除後の所得割額 (I)	
	県 民 税 (D) - (G)	86,480円 - 3,360円 = 83,120円 (100円未満切り捨て) → 83,100円 (J)
	市 町 村 民 税 (E) - (H)	129,720円 - 5,040円 = 124,680円 (100円未満切り捨て) → 124,600円 (K)

均 等 割 合	県 民 税 1,000円 (L)
	市 町 村 民 税 3,000円 (M)

県 民 税 (J) + (L)	83,100円 + 1,000円	→ 84,100円
市 町 村 民 税 (K) + (M)	124,600円 + 3,000円	→ 127,600円

平成25年度住民税額は、211,700円です。

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年から平成29年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の住民税から控除することが出来ます。

（控除額）

次のいずれか小さい額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（上限97,500円）

（平成26年4月1日から平成29年12月31日までの入居者については、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額（上限136,500円））

〈平成18年末までに入居された方〉

平成18年末までに入居し、所得税から控除しきれなかった額がある方を対象に実施している住宅ローン控除については、適用を受けるためには市町村への申請書の提出が必要でしたが、平成22年度分以降の住民税から、市町村に対する申告は原則として不要となっています。

※詳しくは、お住まいの市町村の税務窓口へお問い合わせください。

◆寄附金税額控除

●制度の概要

地方自治体等に対して2千円を超える寄附金を支払った場合、2千円を超える部分について、個人住民税から税額控除が受けられます。

① 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを生かすため、税額控除の対象としています。

② 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

控除額の計算は以下のとおりです。

○基本控除額

（寄附金（※1）－2千円）×10%（※2）

（※1）総所得金額等の30%が限度です。

（※2）「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出されます。

・都道府県が指定した寄附金は4%

・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%になります。）

○特例控除額（ふるさと寄附金のみに適用され、個人住民税所得割額の1割が限度です。）

（寄附金－2千円）×（90%－0～40%（寄附者に適用される所得税の限界税率））

なお、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。

●手続き等

寄附金税額控除を受けるためには、寄附を行った方が都道府県・市区町村が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。なお、所得税の確定申告を行う方は、住民税の申告は不要です。所得税の申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

法人県民税（県税） 法人市町村民税（市町村税） 法人事業税（県税）

均等割と法人税割からなる法人県民税・法人市町村民税（あわせて「法人住民税」と法人事業税とは、同時期に申告・納付します。

◆納める人

法 人 の 区 分	法人住民税		法 人 事 业 税
	均等割	法人税割	
県内に事務所、事業所を有する法人 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、) (収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを含みます。)	○	○	○
県内に事務所、事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人	○		
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に事務所、事業所を有するもの		○	○

◆納める額

◎法人県民税

	法 人 の 区 分	税 率
均等割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等 (独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。) (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人・一般財団法人 (二) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除きます。) (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもの	年額 2万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	
	資本金等の額が50億円を超えるもの	

(注) 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

	法 人 の 区 分	税 率
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の5.8%
	上記以外の法人	
		法人税額の5%

(注) 平成22年9月30日以前の解散（合併による解散を除きます。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割額を納付する法人は、「法人税額の5.8%」となります。

◎法人市町村民税

	法 人 の 区 分	税 率
均等割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人・一般財団法人 (二) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除きます。） (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 5万円
	資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 12万円
	資本金等の額が1千万円を超えるものうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 13万円
	資本金等の額が1千万円を超えるものうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 15万円
	資本金等の額が1億円を超えるものうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 16万円
	資本金等の額が1億円を超えるものうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 40万円
	資本金等の額が10億円を超えるものうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 41万円
	資本金等の額が10億円を超えるものうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 175万円
	資本金等の額が50億円を超えるものうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 300万円
		法人税額の 12.3% (標準税率)
法人税割		

- (注) 1. 法人市町村民税の法人税割の税率については、財政上の必要から標準税率と異なる税率を定めている市町村もあります。
 2. 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

◎法人事業税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されています。

	区 分	所 得 区 分 等	税 率	
			平成11年4月1日以後、平成20年9月30日以前に開始する事業年度(※1)	平成20年10月1日以後に開始する事業年度
	電気供給業・ガス供給業・保険業	収入金額	1.3%	0.7%
その他のことの事業	特 別 法 人	年400万円以下の所得	5.0%	2.7%
		年400万円超の所得及び清算所得(※2)	6.6%	3.6%
	外 形 対 象 法 人 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）	年400万円以下の所得	3.8%	1.5%
		年400万円超800万円以下の所得	5.5%	2.2%
		年800万円超の所得及び清算所得(※2)	7.2%	2.9%
		付加価値額	0.48%	0.48%
		資本金等の額	0.2%	0.2%
	そ の 他 の 法 人	年400万円以下の所得	5.0%	2.7%
		年400万円超800万円以下の所得	7.3%	4.0%
		年800万円超の所得及び清算所得(※2)	9.6%	5.3%
	3以上の都道府県において事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	特別法人 所得及び清算所得(※2)	6.6%	3.6%
		外形対象法人 所得及び清算所得(※2) 付加価値額 資本金等の額	7.2% 0.48% 0.2%	2.9% 0.48% 0.2%
		その他の法人 所得及び清算所得(※2)	9.6%	5.3%

(※1) 外形対象法人は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度となります。

(※2) 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

◆法人県民税の超過課税（超過税率）

(平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度分)

県では厳しい財政状況の中で、交通ネットワークの整備、産業の活性化及び地震防災対策の推進のための財源を確保するため、応益性と負担能力等から、法人の理解と協力のもとに、法人県民税の法人税割に超過課税を適用しています。

◆申告と納税

申告の種類	申告と納税の期限
確定申告	事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超える法人。(※1))	・予定申告 ・仮決算に基づく中間申告(※2) 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告 事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告(※3) 分配又は引渡しの日の前日まで
	残余財産が確定した場合の申告 残余財産確定の日から1か月以内
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの	4月30日

(※1) 所得を課税標準とする法人（連結申告法人を除きます。）で法人税の中間申告義務がない法人、所得を課税標準とする連結申告法人で前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下の法人及び特別法人は、中間申告義務はありません。

(※2) 仮決算に基づく中間申告に係る税額が予定申告に係る税額を超える場合は、仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

(※3) 平成22年10月1日以後に解散した場合、残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告は不要となります。

◆2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人

- 法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。
- 法人事業税は、課税標準の総額を一定の基準（分割基準）によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。分割基準の主なものについては次のとあります。

事業	平成17年3月31日以前に開始する事業年度	平成17年4月1日以後に開始する事業年度
非製造業 (※)	<p>銀 行 業 証 券 業 保 険 業</p> <p>課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数 (資本（出資）金が1億円以上の法人については、本社管理部門の従業者数を1/2として計算します。)</p>	<p>課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数</p>
そ の 他 (運輸・通信業 卸売・小売業 サ ー ビ ス 業 等)	<p>従業者数 (資本（出資）金が1億円以上の法人については、本社管理部門の従業者数を1/2として計算します。)</p>	
製 造 業	<p>従業者数 (資本（出資）金が1億円以上の法人については、本社管理部門の従業者数を1/2として、工場の従業者数を1.5倍として計算します。)</p>	<p>従業者数 (資本（出資）金が1億円以上の法人については、工場の従業者数を1.5倍として計算します。)</p>

(※) 電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業を除きます。

◆申告納付期限の延長

会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しない法人は知事又は市町村長の承認を受け、原則として事業年度終了の日から3か月以内（連結法人の場合は4か月以内）に申告納付することができます。

この場合の延長された期間内に納付する税額にかかる延滞金の割合については、54ページをご覧ください。

◆地方法人特別税等について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されています。

地方法人特別税は、法人事業税の税率引き下げ相当分に対応した額となっています。また、国税ですが、賦課徴収は法人事業税とあわせて都道府県が行います。

◎ 地方法人特別税（国税）

・ 納める人

法人事業税のうち所得割又は収入割を納める法人

・ 納める額

区分	税率
外形対象法人の所得割額	148%
外形対象法人以外の法人の所得割額	81%
収入割額	81%

（注）所得割額及び収入割額は、標準税率により計算した額となります。

・ 申告と納税など

法人事業税とあわせて都道府県に対して申告し、納税します。

納税された地方法人特別税は、都道府県が国に払い込みます。

◎ 地方法人特別譲与税

国に払い込まれた地方法人特別税は、各都道府県の人口や従業者数で分担し、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与されます。

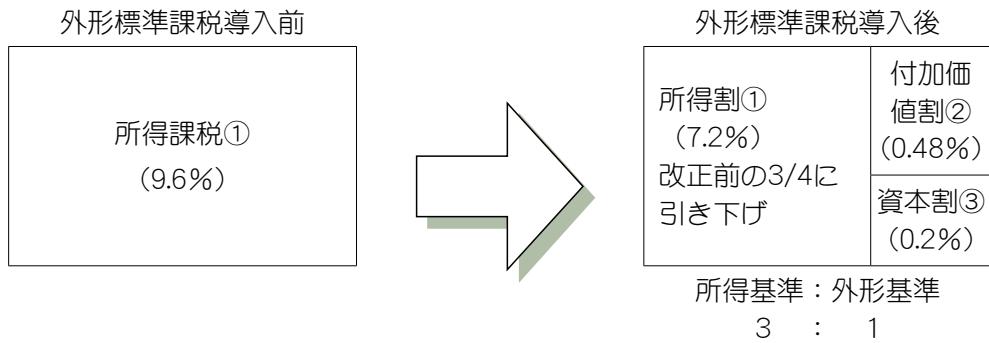
◆外形標準課税の概要

◎ 納める人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（所得課税法人に限ります。公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）

◎納める額

法人事業税額 = ①所得割額 + ②付加価値割額 + ③資本割額



(注) 税率については、地方法人特別税創設前（平成20年9月30日以前に開始する事業年度）のものです。

付加価値割・資本割の仕組み

$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$

$$\text{付加価値額} = \frac{\text{収益配分額}}{\text{報酬給与額}(\ast) + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}} \pm \text{単年度損益}$$

↓
給与、賞与、手当、
退職金等の合計額 ↓
支払利子から受取利子を
引いた額 ↓
土地・建物に係る支払賃借料
から受取賃借料を引いた額 ↓
繰越欠損金控除前
の税法上の所得

単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除

(参考)課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

$$\text{収益配分額} = 130$$

※報酬給与額のうち収益配分額の7割
を超える部分については、課税標準
から控除。

純支 払利 子	純支 払賃 借料		控 除	单 年度 損 益
5	5		29	10

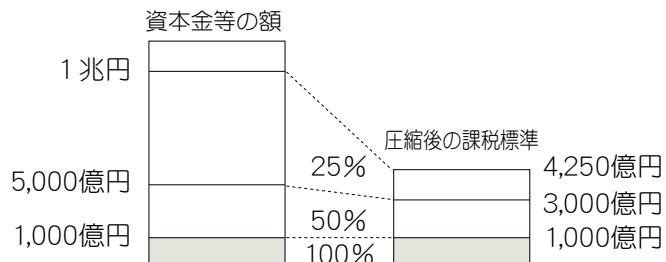
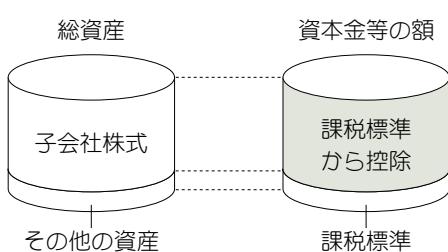
$$\text{報酬給与額} = 120$$

$$\text{付加価値額} = 111 = \{\text{収益配分額}(130) - \text{雇用安定控除額}(29)\} + \text{単年度損益}(10)$$

$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

$$\text{資本金等の額} = \text{法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は
同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額
(ただし、無償増資、無償減資等を行った場合は、調整後の金額となる)}$$

※1 一定の持株会社については、総
資産に占める子会社株式の割合
分を課税標準から控除。



県民税利子割（県税）

金融機関などから利子等の支払いを受けるときにかかります。

◆納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける人が、その金融機関などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける利子等の額の5%（所得税として別に15%かかります。）

◆利子等とは

公社債及び預貯金の利子のほかに抵当証券、掛金、金投資口座、一時払養老保険（保険期間が5年以内のもの）等の金融類似商品の収益も含まれます。

◆非課税

◎障害者等（身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻である者、寡婦年金を受けることができる妻である者等）に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度（マル優）……………350万円
- 少額公債非課税制度（特別マル優）……………350万円

※ 郵便貯金非課税制度は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止されました。平成19年10月1日以降に預け入れされた郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度（マル優）の対象となります。また、平成19年9月30日以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預け入れされた郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

◎勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- 財産形成住宅貯蓄 } ………………あわせて550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

◎障害者等の非課税の手続き

新たに預入れなどをする際に、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出し、非課税貯蓄制度の対象者であることを証する書類（年金証書、身体障害者手帳など）を提示する必要があります。

◆申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された利子等に係る県民税のうち個人に係る部分の59.4%が、県内の市町村に対し交付されます。

※ 法人に課された利子割については、法人税割との二重課税を調整するため、法人の県民税の申告の際、法人税割から利子割の額を控除します。なお、控除しきれなかった額について、申告書に均等割へ充当したい旨の記載がある場合は均等割に充当し、それでもなお控除しきれなかった額がある場合は、還付又は法人の未納の徴収金に充当されます。

県民税配当割（県税）

上場株式の配当などが支払われる際、県民税配当割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等の支払いを受ける人が、その株式会社などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける配当等の額の3%（所得税として別に7%かかります。）

この軽減税率の適用は、平成25年12月31日までの経過措置です。平成26年1月1日以後は5%（所得税として別に15%かかります。）となります。

◆申告と納税

株式会社などが、配当等の支払いを行った月の翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能となるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。（この場合の源泉徴収義務者は当該口座が開設された証券会社となります。）

◆市町村への交付

県に納入された県民税配当割のうち5分の3相当額が、県内の市町村に対し交付されます。

県民税株式等譲渡所得割（県税）

特定口座内（源泉徴収を選択したものに限ります。）での上場株式等の譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、証券会社などから上場株式等の譲渡益の支払いを受ける人が、その証券会社を通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける上場株式等の譲渡益の額の3%（所得税として別に7%かかります。）
この軽減税率の適用は、平成25年12月31日までの経過措置です。平成26年1月1日以後は5%（所得税として別に15%かかります。）となります。

◆申告と納税

証券会社などが、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち5分の3相当額が、県内の市町村に対し交付されます。

個人事業税（県税）

一定の事業を行う個人の前年中の所得にかかります。

◆納める人

県内に事務所、事業所があり、次の事業を行っている個人にかかる税金です。

◆納める額

区分	事業の種類						税率
第一種事業	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	※不動産貸付業	課税所得 金額の 5%	
	製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業		
	運送取扱業	船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業		
	印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業		
	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業		
	問屋業	両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業		
	遊覧所業	商品取引業 (サウナなど)	不動産売買業	広告業	興信所業		
	案内業	冠婚葬祭業					
第二種事業	畜産業	水産業	薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うもの以外のもの)			〃	4%
第三種事業	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	〃 5%	
	司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業		
	公認会計士業	計理士業	コンサルタント業	設計監督者業	社会保険労務士業		
	不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業		
	クリーニング業	公衆浴場業(錢湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業		
	海事代理士業	印刷製版業	土地家屋調査士業				
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業				装蹄師業		

※ 不動産貸付業とは、建物（住宅・アパート・貸間・事務所など）や土地（宅地・宅地以外）の貸付け件数（室数・棟数）が10以上の場合などをいいます。また、建物は空室も含みます。

◎税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{事業専従者控除額}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

（年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得によります。）

◆事業専従者控除

事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する人がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

- 青色申告をしている場合……………青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- 白色申告をしている場合……………事業専従者1人について次のいずれか少ない額

$$(1) \begin{array}{l} \text{配偶者である事業専従者} \cdots 86\text{万円} \\ \text{その他の事業専従者} \cdots 50\text{万円} \end{array}$$
$$(2) \frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$$

◆各種控除額

項目	控除の内容
損失の繰越控除 (青色申告者のみ)	事業によって生じた損失（赤字）は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。なお、青色申告者については、翌年以降3年間を繰り越して控除できます。
障害者控除	事業を行う人が障害者である場合……………13万円 事業を行う人が特別障害者である場合……………14万円
事業主控除	年額290万円（事業期間が1年に満たない場合は、月割で計算した額。）

◆申告と納税

◎申告

- 申告期限は3月15日です。
- 年の中途に事業を廃止したときは、廃止した日から1ヶ月以内（死亡により事業を廃止したときは4ヶ月以内）に申告することになっています。
- 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

◎納税

- 東部県税局、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下の人には8月に全額を納めることになります。

個人事業税の納税には口座振替を利用されると便利です。
詳しくは58ページをごらんください。

不動産取得税（県税）

土地・家屋など不動産の取得に対してかかります。

◆納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築・増築・改築）などにより取得した人に1回限り課税されます。この場合の取得は、有償、無償、登記の有無は問わず、その不動産の所有権を現実に取得することをいいます。

◆納める額

$$\text{不動産の価格(課税標準額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

【税率】

区分	不動産の取得日		
	H15.4.1からH18.3.31まで	H18.4.1からH20.3.31まで	H20.4.1からH27.3.31まで
土地	3%		
家屋	3%		
住宅以外	3%	3.5%	4%

※宅地及び宅地並評価土地等の取得については、次に掲げる額を「不動産の価格」とする課税標準の特例措置があります。

取得の期間	課税標準額
平成9年1月1日～平成27年3月31日	価格×1/2

◆不動産の価格

不動産の購入価格や建築工事費とは関係なく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格によります。

家屋を新築、増築などしたときは固定資産評価基準により価格を決定します。

◆免税点

課税標準となるべき額が次の金額に満たないときは課税されません。

土地の取得	10万円
家屋	新築・増築・改築
	12万円



◆非課税

- 相続による不動産の取得
- 法人の合併または分割による不動産の取得
- 土地改良事業、土地区画整理事業での換地の取得
- 公共の用に供する道路などのための土地の取得

◆申告と納税

不動産を取得した日から60日以内に、その不動産の所在地の最寄りの東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）、西部総合県民局（企画振興部）（59ページ）もしくは、市町村へ申告します。この申告などに基づいて調査し価格を決定します。東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）から送付される納税通知書により、定められた期限までに納めます。

◆納税の猶予

住宅用の土地の取得者が、その土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築する予定があるときや、1年以内に中古住宅を取得する予定のときは、申告すれば一定の額が徴収猶予されます。

詳しくは最寄りの東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）（59ページ）へおたずねください。

◆課税の特例

◎住宅を取得したときの軽減

次に該当する住宅を取得したときは、価格から控除額を差し引いた後の額が課税標準額となります。

特例の対象となる住宅等の要件	価格から控除される額	
A. 住宅の建築（新・増・改築）又は新築未使用住宅の購入 1戸当たりの床面積（注1）が50m ² ～240m ² （特例適用住宅といいます。）であること（賃貸共同住宅の場合は40m ² ～240m ² ）	<p>①1,200万円（最高） ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築又は購入（新築未使用に限ります。）の場合 1,300万円（最高） (平成21年6月4日から平成26年3月31までの間に取得した場合に限ります。)</p>	
B. 既存住宅の取得 中古住宅で、床面積が50m ² ～240m ² であり、次のいずれかの要件に該当するもの（既存住宅といいます。）を個人が自己の居住用に取得したとき ①木造・軽量鉄骨造の住宅の場合、新築後20年以内であること ②非木造（注2）の住宅の場合、新築後25年以内であること ③昭和57年1月1日以後に新築されたものであること ④昭和57年1月1日前に新築されたもので、新耐震基準を満たすことを証明（注3）されたものであること ※ただし、住宅取得前2年以内に耐震基準調査が終了したものに限りません。	新築年月日	控除額
	29.7.1～38.12.31	100万円
	39.1.1～47.12.31	150万円
	48.1.1～50.12.31	230万円
	51.1.1～56. 6.30	350万円
	56.7.1～60. 6.30	420万円
	60.7.1～元. 3.31	450万円
	元.4.1～9. 3.31	1,000万円
	9.4.1～	1,200万円

（注1）増・改築の場合は、増・改築後の住宅全体の床面積によります。

（注2）非木造の住宅とは、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などのものです。

（注3）証明を行うことができる者（市町村長、建築士等）、証明書の様式についての詳細は東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）（59ページ）までお問い合わせください。

◎住宅用土地を取得したときの軽減

(1) 減額を受けるための取得者の要件

① 住宅を新築（又は取得）した場合

- 土地を取得してから住宅が新築されるまで土地を継続所有していること。この場合に限り、誰が新築したかは問いません。
 - 住宅が新築される前に土地を譲渡している場合は、あなたから土地を譲り受けた人が住宅を新築していること。
 - 土地を取得した日の前1年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合は、土地と住宅の取得者が同一であること。
- ② 既存住宅を取得した場合又は特例適用住宅の要件に該当する新築未使用の建売住宅（分譲マンションを含みます。）を取得した場合
- 土地と住宅の取得者が同一であること。

(2) 軽減内容

要件	軽減される額
<p>① 土地を取得した日から3年以内又は取得した日の前1年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築したとき。（共同住宅等で、百以上の、独立的に区画された特例適用部分がある場合については、土地の取得の日から3年以内に新築することが困難と認められる場合に限り4年以内に新築したとき。）</p> <p>② 特例適用住宅の要件に該当する新築未使用の土地付建売住宅（分譲マンションを含みます。）を、新築後1年以内に取得したとき。</p> <p>③ 個人が土地を取得した日から1年以内又は取得した日の前1年以内に、その土地の上にある既存住宅等（新築から1年を超える未使用の特例適用住宅を含みます。）を自己の居住用に取得したとき。</p>	<p>次のどちらか多い方の額</p> <p>① 4万5千円</p> <p>② 住宅の床面積の2倍（200m²限度）に相当する土地の価格の1/2に3%を乗じた額</p>

※共有による取得で、土地の取得者と住宅の取得者が一部異なる場合は、その持分に応じた額が減額の対象となる場合があります。

※特例適用住宅及び既存住宅とは、前ページの表中の要件を満たすものをいいます。

◎その他の軽減

公共事業のために土地や家屋を譲渡し、それに代わる土地や家屋を一定の期間内に取得した場合などについても軽減措置があります。

課税の特例の適用を受けるためには、事実を証する書類を添えて、申告することが必要です。詳しいことは、最寄りの東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）（59ページ）へおたずねください。

地方消費税（県税）

国の税金である消費税と同様に、商品やサービスの料金にかかります。

◆納める人

国内取引	製造、卸、小売、サービス等の事業者
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る者

(注) 保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

◆納める額

国に納める消費税額の25%（消費税率に換算すると1%に相当します。）

※地方消費税と消費税を合わせると5%の負担率となります。

◆申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納めます。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納めます。

◆都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が、最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

◆市町村への交付

県へ納められた地方消費税（清算後）の2分の1は人口比率などにより県内の市町村に交付されます。



県たばこ税（県税）／市町村たばこ税（市町村税）

たばこの消費に対してかかるもので、たばこの価格の中に含まれています。

◆納める人

日本たばこ産業㈱、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに、そのたばこの本数を基準として税が課せられます。この税は、たばこの小売価格の中に含まれていますので最終的には消費者が負担することになります。

◆納める額

	県たばこ税	市町村たばこ税
一般の紙巻たばこ	1,000本につき860円	1,000本につき5,262円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき411円	1,000本につき2,495円

※旧3級品の紙巻たばことは、エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・ウルマの6銘柄です。

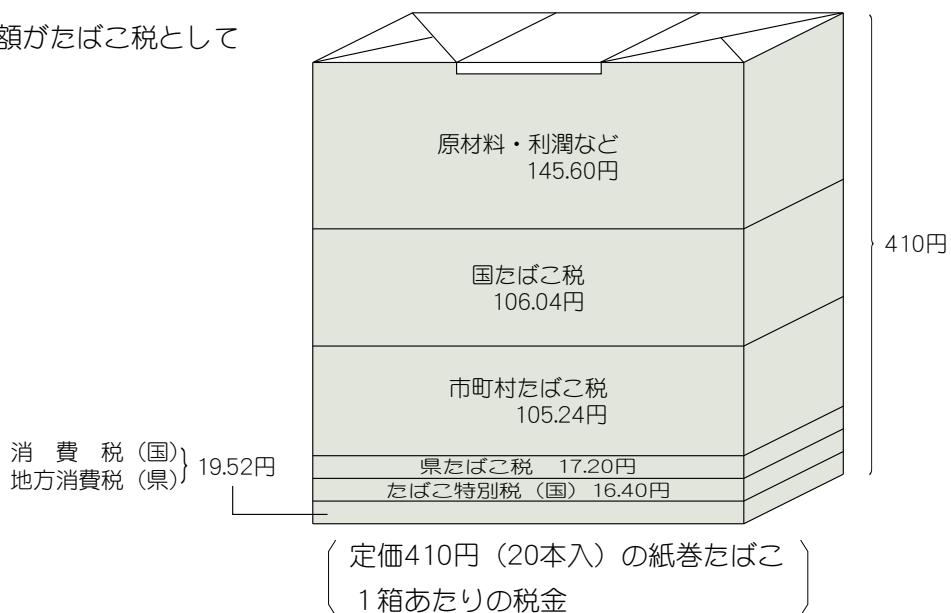
※平成25年4月1日以後の売渡し等に対する税率です。

◆申告と納税

日本たばこ産業㈱等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

◆その他

国にも同じように一定の金額がたばこ税として納められています。



たばこは地元で買いましょう。

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、役立てられます。

ゴルフ場利用税（県税）

ゴルフ場の利用に対してかかります。

◆納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

◆納める額

等級	税率 1人1日	等級決定基準（1人1日の利用料金）	
		18ホール以上のゴルフ場	ホール数が9以上18未満のゴルフ場
特1級	1,200円	9,100円以上のもの	
1級	1,000円	6,600円以上9,100円未満のもの	
2級	800円	4,600円以上6,600円未満のもの	
3級	650円	3,300円以上4,600円未満のもの	
4級	500円	3,300円未満のもの	3,800円以上のもの
5級	400円		3,800円未満のもの

（注1）ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上でホールの平均距離が100メートル以上の施設（施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除きます。）及びホールの数が9ホール以上18ホール未満のもので、ホールの平均距離が150メートル以上の施設をいいます。

（注2）利用料金とは、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について支払う料金をいいます。

◆非課税

- 1 年齢18歳未満の者の利用
- 2 年齢70歳以上の者の利用
- 3 障害者の利用
- 4 国民体育大会の参加選手のゴルフ競技としての利用
- 5 学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員の学校の教育活動（教育課程に基づく授業又は校長等が承認する課外活動）としての利用

◎非課税措置の適用を受けるには、利用の都度、手続きが必要です。

詳しくは最寄りの東部県税局（徳島府舎、吉野川府舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）（59ページ）へおたずねください。

◆申告と納税

ゴルフ場の経営者が利用者から料金といっしょに受け取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県へ納められたゴルフ場利用税の10分の7は、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。

自動車取得税（県税）

自動車の取得に対してかかります。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

軽自動車…取得価額×3%　自家用自動車…取得価額×5%　営業用自動車…取得価額×3%

◎低公害車等の取得に係る税率の特例措置

低公害車等については、次のとおり特例措置が設けられています。

【新車新規登録時】

	対象自動車	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	新車新規登録の時期	軽減内容
	電気自動車（燃料電池車を含む）	—	—	—		
	天然ガス自動車（注1）	—	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—		非課税
	プラグインハイブリッド自動車	—	—	—		
ガソリン自動車	乗用車（乗車定員10名以下）及びバス・トラック	2.5t以下 (バス・トラックのみ)	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準+20%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準+50%以上達成車	平成24年4月1日～平成27年3月31日	非課税
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準+38%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準達成車 (注2) 平成22年度燃費基準+25%以上達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		非課税
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		75%軽減
	バス・トラック	2.5t超 3.5t以下	平成17年排出ガス規制適合かつ75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準達成車		非課税
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		75%軽減
ディーゼル自動車	乗用車（乗車定員10名以下）	—	平成21年排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準+5%以上達成車	平成24年4月1日～平成27年3月31日	非課税
				平成27年度燃費基準達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準達成車		50%軽減
	バス・トラック	2.5t超 3.5t以下	平成21年排出ガス規制適合かつ10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準+10%以上達成車	平成24年4月1日～平成27年3月31日	非課税
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		50%軽減

* プラグインハイブリッド自動車とは、家庭用電源から充電できるハイブリッド自動車のこと。

* 燃費基準を満たしている場合は、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

(注1) 車検証に燃料が可燃性天然ガス（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く）であることが記載されているもの。

(注2) 「平成22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用されます（車検証の備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載されます）。

【新車新規登録時以外】

対象自動車	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	取得の時期	軽減内容
電気自動車	—	—	—		
天然ガス自動車（注1）	—	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—		課税標準（取得価額）から45万円控除
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—		
ガソリン自動車	乗用車（乗車定員10名以下）及びバス・トラック	2.5 t 以下 (バス・トラックのみ)	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 20%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準 + 50%以上達成車	課税標準（取得価額）から45万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準 + 38%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準達成車 (注2) 平成22年度燃費基準 + 25%以上達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から45万円控除
	バス・トラック	2.5 t 超 3.5 t 以下	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
		3.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合かつ10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
ディーゼル自動車	乗用車（乗車定員10名以下）	—	平成21年排出ガス規制適合	—	課税標準（取得価額）から45万円控除
	バス・トラック（ハイブリッド自動車に限る）	3.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合かつ10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から45万円控除
				平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
		3.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除

※ プラグインハイブリッド自動車とは、家庭用電源から充電できるハイブリッド自動車のこと。

※ 燃費基準を満たしている場合は、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

(注1) 車検証に燃料が可燃性天然ガス（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く）であることが記載されているもの。

(注2) 「平成22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用されます（車検証の備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載されます）。

◎バリアフリー車両の取得に係る税率の特例措置

バリアフリー車両については、次のとおり特例措置が設けられています（低公害車等、先進安全自動車（ASV）に対する特例措置の対象である場合は、いずれかの選択適用となります。）。

対象自動車	車両総重量	新車新規登録の時期	軽減内容
ノンステップバス（注1）	－		課税標準（取得価額）から1,000万円控除
リフト付きバス（注2）	乗車定員30人以上	平成24年4月1日	課税標準（取得価額）から650万円控除
	乗車定員30人未満	平成27年3月31日	課税標準（取得価額）から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー（注3）	－		課税標準（取得価額）から100万円控除

(注1) 車検証にノンステップバスであることが記載されていること。

(注2) 車検証にリフト付きバスであることが記載されていること。

(注3) 車検証に認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されていること。

◎先進安全自動車（ASV）の取得に係る税率の特例措置

先進安全自動車（ASV）については、次のとおり特例措置が設けられています（低公害車等、バリアフリー車両に対する特例措置の対象である場合は、いずれかの選択適用となります。）。

対象自動車	車両総重量	新車新規登録の時期	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ搭載車両（注1）	トラック	8t超22t以下	平成24年4月1日～平成27年3月31日
		22t超	平成24年4月1日～平成26年10月31日
	けん引車	13t超	平成25年4月1日～平成27年3月31日
		5t超12t以下	平成25年4月1日～平成26年10月31日
	バス等（注2）	12t超	平成25年4月1日～平成26年10月31日
			課税標準（取得価額）から350万円控除

(注1) 車検証に衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両であることが記載されていること。

(注2) 乗車定員10人以上で立席のないものであること。

◆免税・非課税

- 取得価格が50万円以下の自動車の取得
- 相続による自動車の取得
- 法人の合併又は分割による自動車の取得
- 所有権留保付で売買された自動車で所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1ヶ月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- 身体障害者等の自動車税の減免（34ページ参照）と同様に自動車取得税についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。

◆申告と納税

自動車を取得した人が新規登録、新規検査、軽自動車の使用の届出、移転登録、自動車検査証の記載事項の変更などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

◆市町村への交付

県へ納められた自動車取得税の66.5%に相当する金額は、県内市町村へ市町村道の延長及び面積に応じて交付されます。

軽油引取税（県税）

特約業者・元売業者からの軽油の引取り等に対してかかります。

◆納める人

- 特約業者、元売業者からの現実の軽油の引取りを行った人が、特約業者、元売業者を通じて納めます。
(特約業者等が代金と一緒に受けとり、県に納めます。)
- 軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した特約業者、元売業者又は石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した人

◆納める額

軽油 1キロリットルにつき 32,100円

ただし、原油価格の異常な高騰が続いた場合には（※）、軽油 1キロリットルにつき 15,000円となります（いわゆる「トリガー条項」）。

※原油価格の異常な高騰が続いた場合とは、指標となるガソリン価格の平均が連續3か月にわたり 1リットルにつき 160円を超えることとなった場合をいいます。

※「トリガー条項」については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされています。

◆免 稅

次の用途に軽油を使用する場合で、免税の手続きを受けたときに限り課税されません。

- 石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途
 - 船舶、鉄道・軌道用車両の動力源
 - 航路標識などの公共施設の電源用
 - 農業、林業用の機械の動力源
 - 陶磁器製造業、電気供給業、鉱物の掘採事業、廃棄物処理事業、木材加工業などのための一定の用途
- ※石油化学製品の原料となる軽油以外の免税となる軽油の引取りについては、平成27年3月31日までの措置となります。

◆免税の手続き

1 免税になる軽油を使用する人は、あらかじめ東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けておきます。（有効期間は3年間ですが、石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途に使用する場合を除いて、3年を経過する前に平成27年3月31日が到来する場合は同日まで。）

2 この免税軽油使用者証を東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）に提示して免税証の交付を申請すると、必要な数量の免税証が交付されます。

3 軽油を購入するときに、この免税証を石油販売業者に渡すと、税金のかからない価格で軽油を購入することができます。

※免税証は他人に譲渡することはできません。

※免税軽油の引取り及び使用などについては、報告義務があります。

軽油は県内で買いましょう。

軽油引取税は軽油を購入した販売店の所在する県の収入となります。

◆申告と納税

1 納入申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の引取りを行った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

2 納付申告と納税

- 石油販売業者が、軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した場合
- 石油販売業者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した場合
- 自動車の保有者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、石油販売業者又は自動車保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

◆製造等の承認

次のような場合には、事前に知事の承認が必要です。

- 1 軽油と軽油以外の油（灯油、重油など）を混和するとき。
- 2 1のほか、軽油を製造するとき。
- 3 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として譲渡（販売を含む。）又は消費するとき。

※承認を受けずにこれらの行為を行うと、罰則の適用がありますのでご注意ください。

不正軽油110番まで情報をあ寄せください！

●「不正軽油」とは

都道府県知事の承認を受けないで、軽油に重油や灯油を混ぜて造る「混和軽油」や軽油以外の油（灯油、重油など）から造る「製造軽油」などを「不正軽油」といいます。

不正軽油の製造、販売、使用は悪質な脱税行為であるだけでなく、県民の健康や環境に悪影響を及ぼす反社会的な行為です。不正軽油であることを知りながら、運搬・保管・購入した場合や不正軽油の製造に用いる資金や原材料、施設、設備、薬品などを提供した場合も罪に問われることになります。

徳島県では不正軽油に関する情報を求めていきます。

- ① 不正軽油を製造している
- ② 不正軽油を販売している
- ③ 重油や灯油を自動車の燃料として使用している

などの情報をお持ちの方は下記の番号までお電話ください。24時間受付しています。

また、インターネットメールでも受付しています。



ふせい なぐなる
0120-241-797 (フリーダイヤル)
088-655-2816 (一般電話)
keiyu@mail.pref.tokushima.lg.jp (メールアドレス)

自動車税(県税)

自動車を所有している人にかかります。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者に課税されます（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）。

◆納める額

自動車の種類、排気量などによって定められています。主なものは36ページ参照。

◆身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者）の減免

- 本人運転 専ら身体障害者本人の運転で、日常生活の足代わりとして使用される自動車
- 家族運転 同居の親族の運転で、専ら障害者の通学、通院、通所、生業及び週末帰省の用に継続して使用される自動車
- 介護者運転 介護者の運転で、専ら障害者（障害者のみで生活されている方に限ります。）の通学等の用に継続して使用され、かつ障害者のためにのみ使用される自動車
- 身体障害者等の人が利用するため構造を変更した自動車

これらの自動車については、申請により自動車税が減免されます。減免の申請は納期限の7日前までにしてください。

初めて申請される方は、東部県税局自動車税庁舎（TEL088-641-2323）に事前に具体的な手続きなどをお問い合わせください。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、5月に東部県税局自動車税庁舎から送付される納税通知書により5月31日までに納めます。

納税通知書に添付されている納税証明書は車検（継続検査又は構造等変更検査）時に必要です。大切に保管しましょう。

4月1日以後に新規登録をした場合には、登録の時に申告し、新規登録をした月の翌月から月割計算した額を納めます。

※平成18年度から、県域を越える自動車の転出入があった場合の月割計算が廃止されました。

他県から徳島県内へ転入した際は、ナンバープレートを変更しましょう。

◆税金の還付

自動車を年度途中で廃車した場合は、月割により税金が還付されます。ただし、移転登録の場合は譲り渡した人にその年度中の全額が課税され、新所有者には、翌年度から課税されます。

※平成18年度から、県域を越える自動車の転出入があった場合の月割計算が廃止されたため、月割による自動車税の還付はなくなりました。

◆自動車の登録手続き

自動車の所有権の移転などがあったときには、徳島運輸支局でそれぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を卖ったり、買ったりしたとき — 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき — 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき — 抹消登録

◎登録についてのおたずねは

徳島運輸支局 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-1
☎ 050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)

◆自動車税のグリーン化について

地球温暖化・大気汚染の防止のため、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図ることが目的です。排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなります。

1 環境負荷の小さい自動車……自動車税が下がります。

平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された次の車について、新車新規登録された翌年度の税率が軽減されます。

自動車の種類	排 出 ガ ス 要 件	燃費要件	軽減措置
電気自動車	—	—	
プラグインハイブリッド自動車	—	—	
天然ガス自動車	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—	
低燃費かつ低排出ガス認定自動車	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 20%以上達成車 (注) 平成22年度燃費基準 + 50%以上達成車	税率より概ね 50%軽減
		平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車 (注) 平成22年度燃費基準 + 38%以上達成車	
		平成27年度燃費基準達成車 (注) 平成22年度燃費基準 + 25%以上達成車	税率より概ね 25%軽減

(注) 平成22年度燃費基準については、平成27年度燃費基準に対する適合性が判定できない場合に限り適用されます。

2 環境負荷の大きい自動車……自動車税が上がります。

特 例 対 象 車		重課措置
デ イ 一 ゼ ル 車	平成14年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成25年度以降廃車されるまで 平成15年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成26年度以降廃車されるまで	10%重課 (100円単位で切り捨て)
ガソリン車・LPG車	平成12年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成25年度以降廃車されるまで 平成13年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成26年度以降廃車されるまで	

※一般乗用バス、被けん引車、低公害車（電気、メタノール、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車（車検証にハイブリッド自動車であることが記載されているもの））は除きます。

※軽減対象車両は、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html)でご覧になれます。

◆自動車税年税額一覧表（主なもの）

(平成25年4月1日現在)

区分		年 税 額	
		営業用	自家用
乗用車	総排気量 1ℓ以下	7,500円	29,500円
	“ 1ℓ超～1.5ℓ以下	8,500円	34,500円
	“ 1.5ℓ超～2ℓ以下	9,500円	39,500円
	“ 2ℓ超～2.5ℓ以下	13,800円	45,000円
	“ 2.5ℓ超～3ℓ以下	15,700円	51,000円
	“ 3ℓ超～3.5ℓ以下	17,900円	58,000円
	“ 3.5ℓ超～4ℓ以下	20,500円	66,500円
	“ 4ℓ超～4.5ℓ以下	23,600円	76,500円
	“ 4.5ℓ超～6ℓ以下	27,200円	88,000円
	“ 6ℓ超	40,700円	111,000円
トラック	最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円
	“ 1トン超～2トン以下	9,000円	11,500円
	“ 2トン超～3トン以下	12,000円	16,000円
	“ 3トン超～4トン以下	15,000円	20,500円
	“ 4トン超～5トン以下	18,500円	25,500円
	“ 5トン超～6トン以下	22,000円	30,000円
	“ 6トン超～7トン以下	25,500円	35,000円
	“ 7トン超～8トン以下	29,500円	40,500円
	“ 8トン超	29,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに4,700円を加算	40,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに6,300円を加算
	けん引車	小型自動車 普通自動車	7,500円 15,100円
被けん引車	小型自動車	3,900円	5,300円
	普通自動車	7,500円	10,200円
	最大積載量 8トン以下	7,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに3,800円を加算	10,200円に8トンを超える部分 1トンまでごとに5,100円を加算
貨客兼用車	最大積載量 1トン以下	総排気量 1ℓ以下	10,200円
		“ 1ℓ超～1.5ℓ以下	11,200円
		“ 1.5ℓ超	12,800円
	最大積載量 1トンを超 2トン以下	“ 1ℓ以下	12,700円
		“ 1ℓ超～1.5ℓ以下	13,700円
		“ 1.5ℓ超	15,300円
バス		一般乗合用	その他
	乗用定員が30人以下	12,000円	26,500円
	“ 30人超～40人以下	14,500円	32,000円
	“ 40人超～50人以下	17,500円	38,000円
	“ 50人超～60人以下	20,000円	44,000円
	“ 60人超～70人以下	22,500円	50,500円
	“ 70人超～80人以下	25,500円	57,000円
	“ 80人超	29,000円	65,500円
キャンピング車	総排気量 1ℓ以下		33,000円
	“ 1ℓ超～1.5ℓ以下		41,000円
	“ 1.5ℓ超～2ℓ以下		49,000円
	“ 2ℓ超～2.5ℓ以下		57,000円
	“ 2.5ℓ超～3ℓ以下		65,500円
	“ 3ℓ超～3.5ℓ以下		74,000円
	“ 3.5ℓ超～4ℓ以下		83,000円
	“ 4ℓ超～4.5ℓ以下		23,600円
	“ 4.5ℓ超～6ℓ以下		27,600円
	“ 6ℓ超		31,600円
			36,000円

(注) ●営業用とは、ナンバープレートが緑色のものです。

●貨客兼用車とは、トラックのうち最大乗車定員が4人以上のものです。

軽自動車税（市町村税）

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人にかかります。

◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車などの所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が軽自動車などの所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

軽自動車などの種類、排気量などによって定められています。主なものは次のページ参照。

◆身体障害者等の減免

一定の身体障害者等のために使用する軽自動車などについては、申請により税が減免される場合があります。詳しくは、市町村税務担当課（61ページ）にお問い合わせください。

※減免を受けることができるるのは、自動車税及び軽自動車税を通じて一台です。したがって、自動車税で減免を受けた方は軽自動車税では減免を受けることはできません。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、一般的には4月に市町村から送付される納税通知書により4月末日までに納めます。

◆軽自動車などの登録手続き

軽自動車などの所有権の移転などがあったときには、それぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を卖ったり、買ったりしたとき ————— 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき ————— 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき ————— 抹消登録

◎登録についてのおたずねは

	車種	登録先	郵便番号	所在地	電話番号
軽自動車税	軽自動車	徳島県 軽自動車協会	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-4	(088) 641-2010
	小型二輪車 250cc超の オートバイ	徳島運輸支局	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-1	050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)
	軽二輪車 125cc超250cc 以下のオートバイ	徳島県 軽自動車協会	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-4	(088) 641-2010
	原動機付自転車 125cc以下の オートバイ	各市町村		「市町村税についてのお問い合わせ先」61ページ参照	

◆軽自動車税年税額一覧表（主なもの）

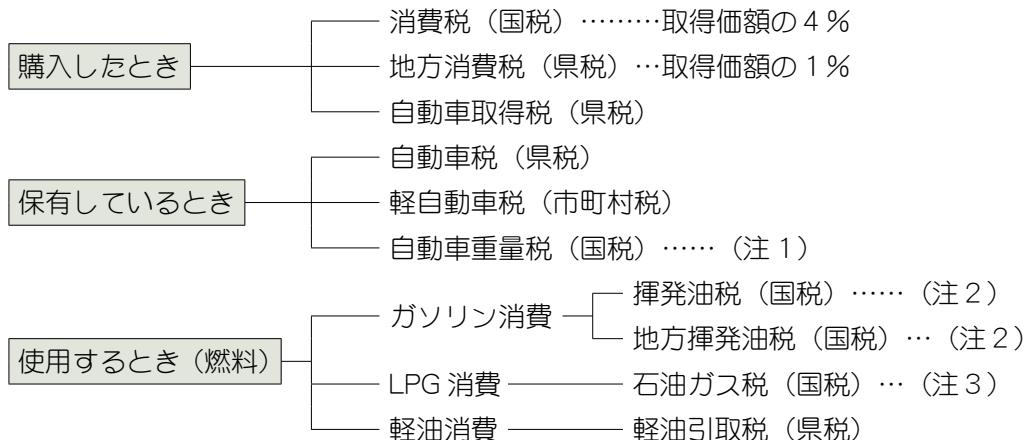
区分		年 税 額	
原動機付自転車	総排気量又は定格出力	50cc又は0.6kw以下のもの 1,000円	
		50cc又は0.6kwを超え90cc又は0.8kw以下のもの 1,200円	
		90cc又は0.8kwを超え125cc又は1.0kw以下のもの 1,600円	
	三輪以上のもの（一定の構造のものを除きます。）で、総排気量が0.02ℓを超えるもの又は定格出力が0.25kwを超えるもの	2,500円	
軽自動車	二輪（125ccを超え250cc以下のもの）		
	三輪（660cc以下のもの）		
	四輪 (660cc以下のもの)	乗用 営業用 5,500円	
		自家用 7,200円	
		貨物 営業用 3,000円	
		自家用 4,000円	
小型特殊自動車		農耕作業用 1,600円	
		その他 4,700円	
二輪の小型自動車		4,000円	

※市町村によっては、異なる税率を定めている場合があります。



自動車と税

◆自動車関係税の種類



(注1)

◎自動車重量税

自動車検査証の交付を受けるときにかかります。

車検証の有効期間	乗用自動車	低公害車等		エコカー減免対象
		低公害車等以外		車両重量0.5トンごとに12,300円
3年	軽自動車	低公害車等		エコカー減免対象
		低公害車等以外		9,900円
車検証の有効期間	乗用自動車	低公害車等		エコカー減免対象
		低公害車等以外	—	エコカー減免の適用なし→車両重量0.5トンごとに5,000円
			初度登録から13年経過	車両重量0.5トンごとに10,000円
			初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに12,600円
	軽自動車	低公害車等		エコカー減免対象
		低公害車等以外	—	エコカー減免の適用なし→5,000円
			初度登録から13年経過	6,600円
車検証の有効期間	乗用自動車	低公害車等		初度登録から18年経過
		低公害車等以外	—	7,600円
			初度登録から13年経過	8,800円
			初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに2,500円
		低公害車等以外	—	車両重量0.5トンごとに4,100円
			初度登録から13年経過	車両重量0.5トンごとに5,000円
			初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに6,300円

※この表は、自家用自動車に対するものです。営業用自動車は自家用のものより軽い税率です。

※平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に実施された減免措置に引き続き、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間、いわゆる低公害車等について、最初に受ける新規検査又は継続検査等（自動車検査証の交付等）の際に納付すべき自動車重量税が減免されます。どのメーカーのどの車種（商品名）がその対象になるかということに関しては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。

(注2)

◎揮発油税・地方揮発油税

ガソリン価格の中に含まれている税で、道路に関する費用等に使われます。

揮 発 油 税	ガソリン 1 ℥ につき	48.6円
地方揮発油税	"	5.2円
計		53.8円

※地方揮発油税は全額地方団体に譲与されます。

※揮発油には、製造場から出荷される際に揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）の特例税率（53.8円/ ℥）が課税されていますが、揮発油の平均小売価格が連續3か月にわたり160円/ ℥を超えることとなった場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税等の本則税率（28.7円/ ℥）が適用されることとなります。

その後、揮発油の平均小売価格が連續3か月にわたり130円/ ℥を下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されることとなります（いわゆる「トリガーライン」）。

※「トリガーライン」については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされています。

(注3)

◎石油ガス税

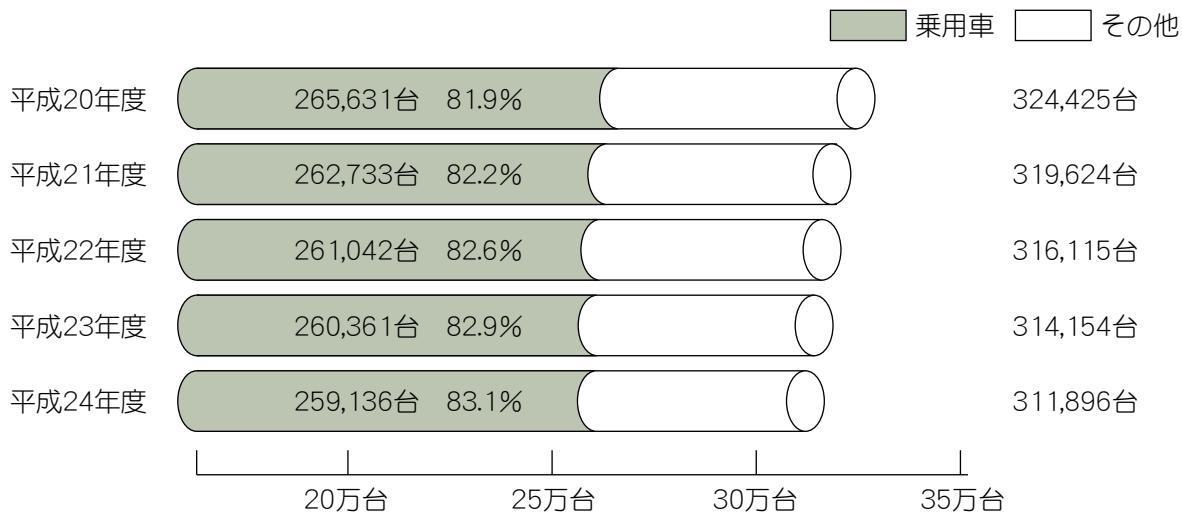
タクシー等の自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスの価格の中に含まれる税で、道路に関する費用等に使われます。

石油ガス 1 kg当たり 17.5 円

※石油ガス税の収入額の2分の1が地方公共団体に譲与されます。

◆徳島県の自動車登録台数の推移

(各年度末現在の台数・大型特殊車、軽自動車を除く)



自動車税のトラブルを防止しましょう。

新たに自動車をお持ちになる方は

友人などから自動車を譲り受けたときは、必ず運輸支局で**移転登録**をしましょう。

登録がそのままになっていると、前の所有者に自動車税がかかり、迷惑をかけます。

壊れて動かなくなった自動車をお持ちの方は

1日も早く運輸支局で**抹消登録**をしましょう。
この登録をしないと使用できない車についても自動車税がかかります。既に納付済の場合は、抹消の登録をすれば翌月からの税金が還付されます。

自動車を手放す方は

自動車を売ったり、下取りに出したり、解体したりするときは、必ず運輸支局で**移転又は抹消の登録**をしましょう。

自動車税は、毎年4月1日現在登録されている所有者にかかります。これらの登録がされていないと実際には自動車を持っていなくても、自動車税がかかります。

年度の途中で抹消登録をした場合は、その翌月から3月までの月割分が減額され、還付されます。

転居される方は

住所変更の登録をしましょう。

住民票を移しただけでは、車検証の住所は変わりません。

鉱 区 税 (県税)

地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられることに対してかかります。

◆納 め る 人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

◆納 め る 額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試 堀 鉱 区	面積 100アールごとに……年 200円
	採 堀 鉱 区	面積 100アールごとに……年 400円
砂 鉱 を 目 的 と す る 鉱 区		面積 100アールごとに……年 200円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の3分の2となります。

◆申告と納税

◎申 告……鉱業権の取得、消滅又は変更の日から10日以内に申告します。

◎納 税……東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）から送付される納税通知書により5月末までに納めます。

狩 猎 税 (県税)

鳥獣保護や狩猟に関する費用にあてるため、狩猟者の登録を受ける人に対してかかります。

◆納 め る 人

狩猟者の登録を受ける人にかかります。

◆納 め る 額

種	類	納める額
第一種銃猟免許（装薬銃）に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人※	11,000円
網猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人※	5,500円
わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人※	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

※市町村長から任命された「対象鳥獣捕獲員」が狩猟者の登録をする場合には、上表の「納める額」が概ね2分の1となります。

※県民税の所得割を納めなくてよい人のうち、県民税の所得割を納める人の控除対象配偶者や扶養親族に該当する人（農林水産業に従事している人は除く。）は、対象となりません。

◆申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに県税証紙を購入し、狩猟者登録申請書に添付して納めます。

なお、県民税の所得割を納めなくてよい人は、証明書を関係する市町村から受けて提出してください。

固定資産税（市町村税）

土地・家屋や、事業に使う機械などの償却資産にかかります。

◆納める人

土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）の毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

課税は、賦課期日現在の状況によりますので、年の途中で所有権が移転したような場合でも、その年度分の固定資産税は賦課期日現在の所有者が納めます。

「所有者」とは、原則として、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については登記簿又は家屋補充課税台帳に、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者をいいます。

◆納める額

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{固定資産の価格}} \\ \quad (\text{課税標準}) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\frac{1.4}{100}} \\ \quad (\text{税率}) \end{array} = \boxed{\text{税額}}$$

◆固定資産の価格

市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額といいます。）によります。国が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産を評価し、市町村長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

固定資産のうち土地及び家屋の価格は、通常3年ごとに評価の見直し（評価替えといいます。）をします。この評価替えの年度を基準年度といいますが、決定された価格は、原則として3年間据え置かれます。（平成24年度が基準年度であり、平成25年度は据え置き年度です。）

ただし、土地については、据え置き年度においてさらに地価の下落傾向がみられる場合には、市町村長の判断により、簡易な方法で価格を修正することができる特例措置が講じられています。

また、新築や評価替えの後に増改築をした家屋、地目の変更、分・合筆などのあった土地については、新たに評価を行い、価格を決定します。

◆免税点

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償 却 資 産	150万円

◆土地に係る税負担の調整措置

土地については、税負担の増加を緩和するなどの目的のために、次のような税負担の調整措置が講じられています。

(1) 住宅用地（住宅の敷地で住宅の床面積の10倍までの土地をいいます。）に係る課税標準の特例

小規模住宅用地（住宅用地のうち200m²以下の部分）…………… 6分の1

一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）…………… 3分の1

(2) 平成24年度から平成26年度までの税負担の調整措置

宅 地

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてながらかに上昇する負担調整措置等が行われてきましたが、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はながらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準の均衡化は相当程度進展していますが、一部には依然としてばらつきが残っています。

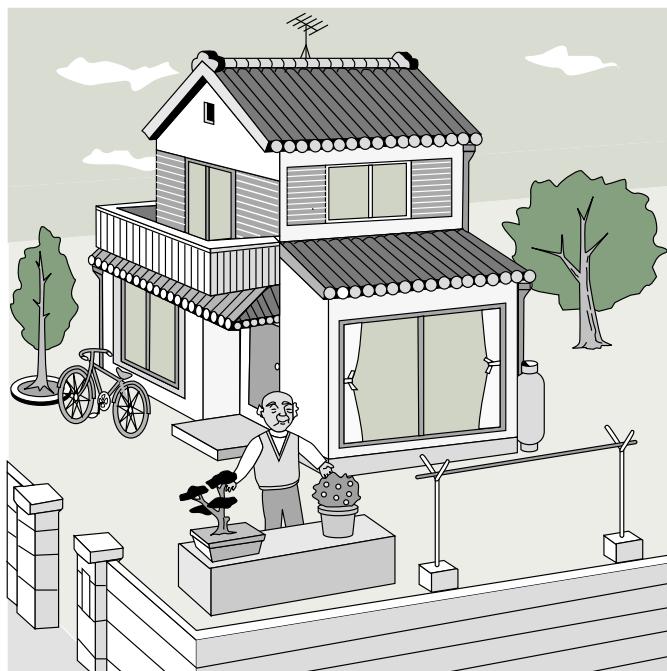
こうした点を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの税負担の調整措置については、引き続き負担水準の均衡化を促進することを基本方針としつつ、併せて現在では合理性が低下した特例措置の見直しとして、住宅用地の据置特例が廃止されました。ただし、納税者の負担感に配慮する観点から、平成25年度までは負担水準90%以上の住宅用地を対象に据置特例が存置されています。

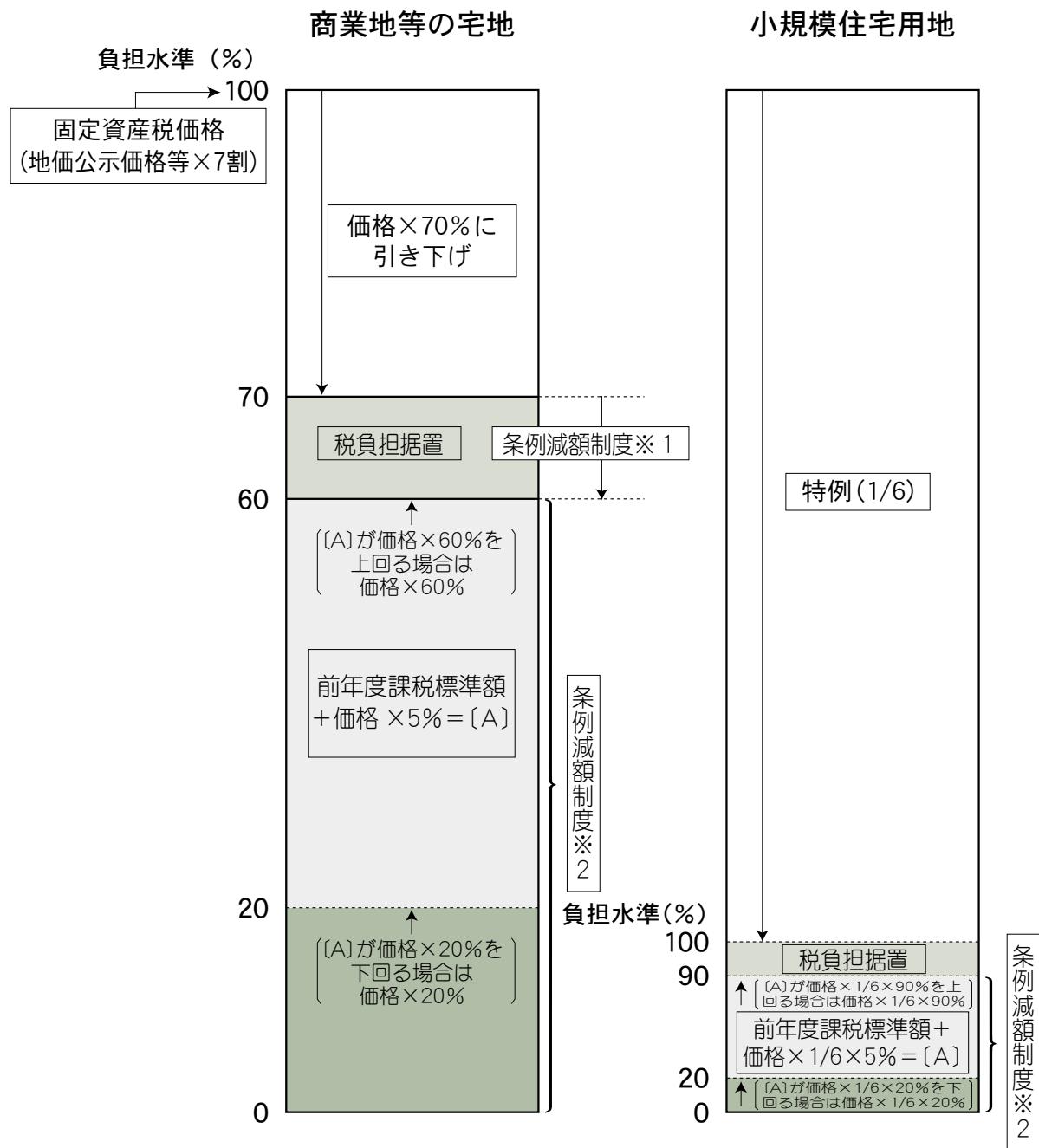
この平成24年度から平成25年度までの宅地の税負担の調整措置を図示すると、次頁のようになります。

※ 市町村が特に条例を定めた場合には、税額が減額されることがあります。

「負担水準」とは…個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} (\times \text{住宅用地特例率 (1/3 又は 1/6)})}$$





宅地以外の土地

宅地と同様に税負担の調整措置が講じられていますが、評価の方法によって取扱いが異なります。

◆新築住宅に対する減額措置

平成26年3月31日までに新築された住宅については、新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は、5年度分）に限り、120m²までの居住部分に相当する税額の2分の1が減額されます。（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）

◎床面積の要件

床面積（併用住宅にあっては居住部分の床面積）
50m ² （一戸建以外の貸家住宅は40m ² ）以上280m ² 以下

（注）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分である分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

◆認定長期優良住宅に対する減額措置

平成26年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅については、新築後5年度分（中高層耐火住宅は7年度分）に限り、当該住宅に係る税額の2分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき耐久性、耐震性、省エネ等の住宅の性能や建築後の維持保全に関する認定基準を満たすもので、所管行政庁（県知事ただし徳島市の場合は市長）の認定を受けた住宅

◆耐震改修を行った住宅に対する減額措置

平成27年12月31日までに、一定の基準に適合させるよう耐震改修工事（1戸あたりの工事費が50万円を超えるものに限る。）を施した住宅については、1年度分に限り、当該住宅に係る税額の2分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額措置

平成28年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事（工事に要した費用が、自治体からの補助金等を除いて、50万円を超えるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置

平成28年3月31日までに、一定の省エネ改修工事（工事に要した費用が50万円を超えるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間、固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出を行うことができます。（57ページ参照）

◆申 告

固定資産税の納稅義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産所在の市町村に申告します。

◆納 稅

市町村から送られてくる納稅通知書により、定められた期限までに納めます。

期限は、市町村の条例で定められていますが、通常は4月、7月、12月、翌年2月の4回です。



都市計画税（市町村税）

都市計画事業または地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地・家屋にかかります。

◆納める人

原則として、市街化区域内に土地や家屋を所有している人に課税されます。

本県では、徳島市と北島町において課税されています。

◆納める額

$$\begin{array}{l} \text{固定資産の価格} \\ \text{(課税標準)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(徳島市)} \\ \frac{0.275}{100} \\ \text{(税率)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{税額} \end{array} \quad \text{※北島町の税率は } \frac{0.050}{100}$$

固定資産税の課税標準と同水準の課税標準となります。

◆免税点

固定資産税について免税点未満のものについては、課税されません。

◆課税標準の特例

住宅用地については、次の特例があります。

一般住宅用地	価格の3分の2
小規模住宅用地	価格の3分の1

また、平成24年度から平成26年度までの各年度の土地に対する都市計画税の額については、固定資産税に準じた特例措置があります。

◆申告と納税

1月1日現在の所有者に課税され、市町村から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて納めます。



国民健康保険税（市町村税）

国民健康保険に要する費用にあてるため、国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。

◆納める人

原則として、国民健康保険の被保険者である世帯主

◆課税額

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合算額

◆納める額の計算

まず、市町村でその年度に課税すべき基礎課税総額を決定します。

◎基礎課税総額は、原則として次の(1)及び(2)の合算額です。

- (1) その年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の総額の見込額から、当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額
- (2) その年度分の前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

◎標準的な基礎課税総額の構成

基礎課税総額 上記(1)+(2)の額	1 所得割総額	(40%)	— 応能割 (50%)	1 + 2
	2 資産割総額	(10%)	—	
	3 被保険者均等割総額	(35%)	— 応益割 (50%)	3 + 4
	4 世帯別平等割総額	(15%)	—	

(注) 標準的な構成は上表のとおりですが、市町村の実情に応じて組み合わせや割合は異なります。

次に、各納税義務者ごとの基礎課税額を計算します。

(1) 所得割額

原則として、次の算式により計算されます。

$$\left\{ \text{世帯に属する被保険者の市町村民税の総所得金額、山林所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額の合計額} - \begin{array}{l} \boxed{\text{基礎控除額}} \\ + \boxed{\text{雑損失の繰越控除の金額}} \end{array} \right\} \times \text{あん分率 (税率)}$$

$$(注) 1. \text{あん分率 (税率)} = \frac{\text{一般被保険者に係る所得割総額}}{\text{一般被保険者に係る課税総所得金額等の合計額}}$$

2. 非自発的失業者については、給与所得を30/100として、所得割額を算定します。

(2) 資産割額

$$\boxed{\text{世帯に属する被保険者の固定資産税額 (又は固定資産税額のうち土地及び家屋の税額)}} \times \text{あん分率 (税率)}$$

$$(注) \text{あん分率 (税率)} = \frac{\text{一般被保険者に係る資産割総額}}{\text{一般被保険者に係る固定資産税額 (又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分) の総額}}$$

(3) 被保険者均等割額
被保険者数 × 均等割額

(4) 世帯別平等割額
1世帯 × 平等割額

次に、その年度に課税すべき後期高齢者支援金等課税総額を決定します。

◎標準後期高齢者支援金等課税総額は、当該年度分の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

次に、各納税義務者ごとの後期高齢者支援金等課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

最後に、その年度に課税すべき標準介護納付金課税総額を決定します。

◎標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額です。

次に、各納税義務者ごとの介護納付金課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

以上によって計算された基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合計額が、国民健康保険税の納税額（年税額）となり、納税義務者である世帯主に通知されます。なお、国民健康保険税の基礎課税額は51万円を、後期高齢者支援金等課税額は14万円を、介護納付金課税額は12万円を超えることができないこととされています。

◆軽減措置

一定の所得以下の世帯については、均等割額と平等割額の応益割について、一定割合が減額されることとなっています。

◎世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が、

ア「33万円以下」の場合 下表A欄
イ「33万円を超える場合、33万円+24万5千円×被保険者数（世帯主を除きます。）以下」の場合 下表B欄
ウ「33万円を超える場合、33万円+35万円×被保険者数以下」の場合 下表C欄

市町村によって異なります。	A	B	C
	7割減額	5割減額	2割減額
	5割減額 (当分の間は6割減額)	3割減額 (当分の間は4割減額)	
	6割減額	4割減額	

※非自発的失業者については、給与所得を30/100として、軽減判定を行います。

◆納 税

市町村からの通知により、定められた納期限までに納めます。

なお、納期は、市町村によって異なりますが、通常は4月、7月、10月、翌年1月の4回です。

また、下記に該当する場合は、原則として年金からの特別徴収になります。（過去の納付状況等から普通徴収の方法による方が、円滑に徴収できると市町村長が判断した場合には、口座振替により納めることもできます。）

○特別徴収の対象となる方（下記1～4の全てに該当する方）

- 1 国民健康保険に加入している世帯主・世帯員が全て65歳～74歳である方
- 2 年金給付額が年額18万円以上ある方
- 3 世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者である方
- 4 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金給付額の2分の1より小さい方

鉱産税（市町村税）

掘採した鉱物の価格に応じて、鉱業者にかかります。

◆納める人

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

◆納める額

鉱物の価格の1%（制限税率は1.2%）

(注) 1月間に掘採された鉱物の価格が200万円以下の場合は標準税率は0.7%、制限税率は0.9%

◆申告と納税

鉱産税の納税者は、毎月1日から月末までの間にあいて掘採した鉱物の数量、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を通常翌月の10日から月末までに市町村に提出するとともに、その申告による税金を納めます。

入湯税（市町村税）

観光振興等にあてるため、鉱泉に入浴した人にかかります。

◆納める人

鉱泉浴場において入湯した人が、浴場の経営者を通じて納めます。

◆納める額

1人1日について150円（標準税率）

(注) 1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱います。

◆申告と納税

経営者が入湯客から料金と一緒に受け取り、毎月分を翌月15日までに市町村に申告し、納めます。

申告と納税の期限の一覧

税目	申告	納税	
個人の住民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに	特別徴収
	公的年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日までに	特別徴収
	給与所得者・公的年金所得者以外の人は3月15日	一般的に6月・8月・10月・1月	普通徴収
法人の住民税 事業税	事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税配当割	配当等の支払いの翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
個人事業税	3月15日	8月及び11月	普通徴収
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
地方消費税	法人は課税期間末日の翌日から2か月以内、個人は3月31日	申告と同じ	申告納付
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
市町村たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
自動車取得税	自動車の登録や使用の届出のとき	申告と同じ	申告納付 (証紙徴収)
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自動車税	自動車の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽自動車税	軽自動車等の所有者又は使用者となつた日から、通常15日以内	一般的には4月中	普通徴収 又は 証紙徴収
	当初の申告から変更があった場合は、変更のあった日から、通常15日以内		
	軽自動車等の所有者又は使用者でなくなった日から、通常30日以内		

税 目	申 告	納 税
鉱 区 税	鉱業権の取得、消滅又は変更のあつた日から10日以内	5月 普通徴収
狩 猶 税	登録を受けるとき	登録を受けるとき 証紙徴収
固 定 資 産 税	償却資産の所有者については1月末日	一般的に4月・7月・12月・2月 普通徴収
都 市 計 画 税	_____	一般的に4月・7月・12月・2月(固定資産税とあわせて納付) 普通徴収
国民健康保険税	通常、4月15日	通常4月・7月・10月・1月 普通徴収
	年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日まで 特別徴収
鉱 产 税	通常、毎月分を翌月10日から同月末日	申告と同じ 申告納付
入 湯 税	鉱泉浴場の経営者が、通常、毎月分を翌月15日	申告と同じ 申告納入

- (注) ●法律などで定められた納期限が土曜日、日曜日、祝日などにあたるときは、これらの翌日が納期限となります。
- 特別徴収……地方税の徴収について便宜を有する者（経営者など）が実際の納税者から税を受け取り、納めます。
 - 普通徴収……県又は市町村から納税通知書が送られ、その納税通知書で納めます。
 - 申告納付……納税者が自分で納める税額を申告して納めます。
 - 申告納入……経営者などが特別徴収した税額を申告し、納めます。
 - 証紙徴収……県又は市町村が発行する証紙などにより税金を納めます。



延滞金・加算金

◆延滞金

税金を納期限までに納めないと、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の割合で延滞金がかかります。

① 納期限の翌日から 1か月を経過する日まで……………年 7.3%

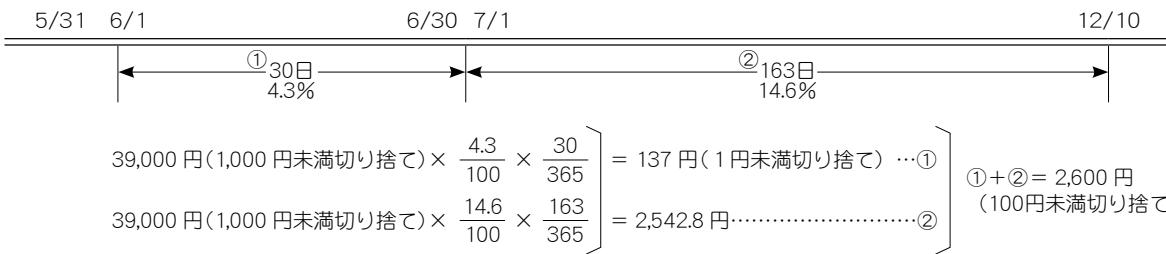
ただし、前年11月30日経過時の特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内は当該特例基準割合となるため、平成25年（1月1日から12月31日まで）は4.3%となっています。

特例基準割合=日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（前年11月30日経過時）+4%（小数点以下1位未満切り捨て）

② 納期限の翌日から 1か月を経過した日以後……………年 14.6%

◎延滞金の計算例

平成25年5月31日納期限の自動車税39,500円をその年の12月10日に納めたとき



なお、法人の住民税・法人の事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は、商業手形の基準割引率により変わります。ただし、前年11月30日経過時の特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内は当該特例基準割合となるため、平成25年（1月1日から12月31日まで）は4.3%となっています。

※この項目の記載内容は平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞金についての内容です。

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金については63ページをご覧ください。

◆加算金

分離課税に係る所得割（個人住民税）、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、鉱産税及び入湯税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、故意に税を免れようとした場合は、次の加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内に申告書を提出した場合で申告額が実際より少なく、後日増額の更正等があったとき 増差税額の10% (注) 増差税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超える部分の5%が加算されます。
不申告加算金	期限内に申告書を提出しなかった場合 税額の15% (注) 税額が50万円を超える場合は、その超える部分の5%が加算されます。 (ただし、更正・決定があることを予知せず、期限後に申告を行った場合は、5%)
重加算金	課税の基礎となる事実を隠ぺいし、仮装して税を免れようとした場合で、 期限内に申告書を提出しているとき………増差税額の35% 期限内に申告書を提出していないとき………税額の 40%

適正な申告・納期内納付をお願いします。

納税の猶予・減免について

◆納税の猶予

次の場合には、納税が1年以内（事情により最高2年）に限り猶予されます。

- 1 財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき。
- 2 本人や生活をともにする家族が病気や負傷をしたとき。
- 3 事業を廃止又は休止したとき。
- 4 事業に大きな損失を受けたとき。

◆期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、申請により災害などがやんだときから2か月（県たばこ税・市町村たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・入湯税は30日）以内に限り期限が延長されます。

◆主な減免について

次に掲げる場合で、知事又は市町村長が必要と認めるときには、税が減免されます。

◎個人住民税

- 生活保護法の規定による保護を受ける者
- 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- 学生及び生徒
- 災害その他特別の事情により特に必要と認められる者

◎法人県民税

- 公益社団法人又は公益財団法人
- 市町村長の認可を受けた地縁による団体
- 特定非営利活動法人

※平成25年12月1日において現に存する一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）及び特例民法法人については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間分については減免対象となります。

◎法人市町村民税

- 公益社団法人又は公益財団法人等

◎個人事業税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- 災害により被害を受けた場合

◎不動産取得税

- 取得した不動産が6か月以内に災害を受け、滅失又は損かいした場合
- 災害により滅失又は損かいした不動産に代わる不動産を3年内に取得した場合
- 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の不動産を取得した場合

◎自動車取得税（身体障害者等に対する減免は31ページ参照）

- 取得した自動車が1か月以内に天災により滅失した場合
- 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車の取得
- 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療用の自動車の取得
- 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の自動車の取得

◎自動車税（身体障害者等に対する減免は34ページ参照）

- 災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
- 生活路線等を運行する一般乗合用のバスに対する減免

◎軽自動車税（身体障害者等に対する減免は37ページ参照）

- 公益のため直接専用するものと認める軽自動車

◎固定資産税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除きます。）
- 市町村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

◆NPO法人に対する県税の支援策について

特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を支援するため、平成16年4月から次のとおり県税の減免措置が講じられています。

◎対象税目等

税 目	摘要	要
法人県民税均等割	収益事業を行っていても赤字の場合には、設立日の属する事業年度から5事業年度間に限り減免されます。 (収益事業を行っていない場合は、設立後の経過年数にかかわらず減免されます。)	
不動産取得税	特定非営利活動事業の用に供する不動産の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合には、不動産取得税が減免されます。	
自動車取得税	特定非営利活動事業の用に供する自動車の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合には、自動車取得税が減免されます。	

◆企業誘致等のための課税免除について

◎過疎地域内における県税の課税免除（個人事業税、法人事業税、不動産取得税）

- 製造の事業等の用に供する設備の新設等で一定要件を満たす場合
- 畜産業・水産業を行う個人が一定要件を満たす場合

◎企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除（不動産取得税）

- 県が承認した企業立地計画に基づく施設の設置等で一定要件を満たす場合

地方税の救済制度

◆更正の請求

法人県民税、法人市町村民税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、鉱産税、又は入湯税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、法定納期限から原則5年以内^{*}に更正の請求をすることができます。

*平成23年12月1日以前に法定納期限が到来しているものに関しては、法定納期限から原則1年内に更正の請求をすることができます。

◆不服の申し立て

地方税の賦課・徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、原則として **県税については知事に審査請求** を、**市町村税については市町村長に対して異議申立て** をすることができます。

ただし、上記の期限内であっても滞納処分に関し欠陥があることを理由とする不服の申立てについては、次に掲げる日又は期限後はできません。

- 1 督促……差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日
- 2 不動産等についての差押え……その公売期日等
- 3 不動産等についての公告から売却決定までの処分……換価財産の買受代金の納付の期限
- 4 換価代金等の配当……換価代金等の交付期日

なお、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定について不服のあるときには、裁判所に訴訟を提起することができます。



◆固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格に関して不服を有する納税者は、各市町村に設置された固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、固定資産課税台帳に登録された価格が修正され、税額が修正されることとなります。(ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。)

審査を申し出ができる期間は、固定資産課税台帳の価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までとなっています。

また、固定資産評価審査委員会に対しての審査申出事項は固定資産の価格のみで、固定資産税の賦課等について不服がある場合には納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市町村長に対する不服申立てをすることができます。

納税の方法

◆県税を納めるところ

区分	名称
指定金融機関	阿波銀行本・支店 ※県外の支店を含みます。
指定代理金融機関	徳島銀行本・支店 ※県外の支店を含みます。
収納代理金融機関	(みづほ銀行本・支店) ※県外の支店を含みます。
(支所内に限る本・支店・) 収納代理金融機関	銀行 (三菱東京UFJ銀行)・四国銀行・伊予銀行・百十四銀行・愛媛銀行・香川銀行・高知銀行
	信託銀行 (三菱UFJ信託銀行)
	信用金庫 徳島信用金庫・阿南信用金庫
	その他 (商工組合中央金庫)・四国労働金庫・徳島県信用農業協同組合連合会・県が指定した農業協同組合・(徳島県信用漁業協同組合連合会)
郵便局	四国内のゆうちょ銀行・郵便局 ※四国外の場合は指定様式を使用します。
コンビニエンスストア ※定期課税分の自動車税に限ります。	エブリワン、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエフ、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン
東部県税局・総合県民局	東部県税局(徳島庁舎、吉野川庁舎)、南部総合県民局(経営企画部)、西部総合県民局(企画振興部) ※課税した県税局等以外でも認められます。 東部県税局自動車税庁舎 ※自動車取得税・自動車税に限ります。

◆口座振替による納税

徳島県では、納税に便利な預金口座振替制度を実施しています。

口座振替とは、電話料金や電気料金などと同じように、あなたの指定した預金口座から自動的に納税できる制度です。

◎口座振替のできる税金

- 個人事業税

◎口座振替のできる金融機関

- 上の表のうち郵便局及び()書きの金融機関を除く金融機関でご利用できます。(指定金融機関との口座振替のデータが交換可能な金融機関に限られています。)
- 手数料は要りません。

◎申込方法

- 預金口座をご使用の印鑑をお持ちのうえ、金融機関が所管の県税局等へお申し出ください。

◆市町村税の納税の方法については、それぞれの市町村ごとに定められています。

便利で確実な口座振替制度をぜひご利用ください。

税金についてのお問い合わせは

◆県税についてのお問い合わせ先

県税局等	事 項	電話番号	所 在 地	管 脇 区 域
東部県税局	(徳島庁舎) 納稅、納稅証明 徵収 課稅(県民税・事業税等) 課稅(不動産取得税) 課稅(軽油引取税等)	(088)626-8812 (088)626-8830 (088)626-8843 (088)626-8851 (088)626-8862	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	徳島市・鳴門市・ 小松島市・勝浦郡・ 名東郡・名西郡・ 板野郡
	(吉野川庁舎) 徵収 課稅	(0883)26-3912 (0883)26-3922	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1	吉野川市・阿波市
	(自動車税庁舎) 自動車税全般	(088)641-2323	〒771-1193 徳島市応神町応神産業団地 1-5	県下全域
	(※鳴門県民サービスセンター) 県税局関係	(088)684-4421	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128	(納稅証明書の交 付、軽油引取税の 免税申請の受付、 障害者に対する自 動車税の減免申請 の受付のみ)
南部総合 県民局 (経営企画部)	(阿南庁舎) 徵収 課稅	(0884)24-4115 (0884)24-4120	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	阿南市・那賀郡・ 海部郡
	(美波庁舎) 徵収	(0884)74-7420	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1	
西部総合 県民局 (企画振興部)	(美馬庁舎) 徵収 課稅	(0883)53-2024 (0883)53-2022	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社 下南73	美馬市・三好市・ 美馬郡・三好郡
	(三好庁舎) 徵収	(0883)76-0371	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	
税務課		(088)621-2075 ~2079	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	

◆国税についてのお問い合わせ先

国税に関する「一般的な税務相談」の電話は「電話相談センターの税務相談官」が対応しますので、下表に掲げる各税務署の電話番号におかけいただき、自動音声の後、「1」を選択してください。

なお、税務署に個別のご相談などご用のある場合は、「2」を選択してください。

名 称	電 話 番 号	所 在 地	管 轄 区 域
徳 島 税 務 署	(088)622-4131	〒770-0847 徳島市幸町3丁目54	徳島市・小松島市・勝浦郡 名東郡・名西郡
鳴 門 税 務 署	(088)685-4101	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜39-3	鳴門市・板野郡
阿 南 税 務 署	(0884)22-0414	〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4-4	阿南市・那賀郡・海部郡
川 島 税 務 署	(0883)25-2211	〒779-3304 吉野川市川島町宮島747-2	吉野川市・阿波市
脇 町 税 務 署	(0883)52-1206	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保36	美馬市・美馬郡
池 田 税 務 署	(0883)72-2155	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1340-1	三好市・三好郡

◆タックスアンサー（よくある税の質問）

●タックスアンサーは、身近な税金についてインターネットや携帯サイトにより情報提供を行っています。

《インターネットでのご利用》

国税庁ホームページからご利用いただけます。

◇パソコンから www.nta.go.jp/taxanswer

◇携帯から www.nta.go.jp/taxanswer/phone

◆市町村税についてのお問い合わせ先

市町村		関係窓口	電話番号	郵便番号	所在地
徳島市	徳島市	税務事務所	(088)621-5111	770-8571	徳島市幸町2丁目5
鳴門市	鳴門市	税務課	(088)684-1207	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170
小松島市	小松島市	"	(0885)32-2115	773-8501	小松島市横須町1-1
阿南市	阿南市	"	(0884)22-1114	774-8501	阿南市富岡町トノ町12-3
吉野川市	吉野川市	"	(0883)22-2215	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115-1
阿波市	阿波市	"	(0883)35-7810	771-1792	阿波市阿波町東原173
美馬市	美馬市	"	(0883)52-5602	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5
三好市	三好市	"	(0883)72-7614	778-8501	三好市池田町シンマチ1500-2
勝浦郡	勝浦町	税務課	(0885)42-1503	771-4395	勝浦町久国字久保田3
	上勝町	税務課	(0885)46-0111	771-4501	上勝町福原字下横峯3-1
名東郡	佐那河内村	住民税務課	(088)679-2114	771-4195	佐那河内村下字中辺71-1
名西郡	石井町	税務課	(088)674-1115	779-3295	石井町高川原字高川原121-1
	神山町	税務保険課	(088)676-1115	771-3395	神山町神領字本野間100
那賀郡	那賀町	税務課	(0884)62-1182	771-5295	那賀町和食郷字南川104-1
海部郡	牟岐町	税務会計課	(0884)72-3410	775-8570	牟岐町中村字本村7-4
	美波町	税務課	(0884)77-3615	779-2395	美波町奥河内字本村18-1
	海陽町	税務課	(0884)73-4153	775-0295	海陽町大里字上中須128
板野郡	松茂町	税務課	(088)699-8715	771-0295	松茂町広島字東裏30
	北島町	"	(088)698-9803	771-0285	北島町中村字上地23-1
	藍住町	"	(088)637-3117	771-1292	藍住町奥野字矢上前52-1
	板野町	"	(088)672-5983	779-0192	板野町吹田字町南22-2
	上板町	"	(088)694-6807	771-1392	上板町七條字経塚42
美馬郡	つるぎ町	税務国保課	(0883)62-3111	779-4195	つるぎ町貞光字東浦1-3
三好郡	東みよし町	税務課	(0883)82-6304	779-4795	東みよし町加茂3360

平成25年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

- 1 金融所得課税について、次の事項が改正されます。
 - (1) 金融商品に係る損益通算範囲が拡大され、公社債等に対する課税方式が変更されます。
 - (2) 小額上場株式等に係る配当・譲渡益等の非課税措置（日本版ISA）が拡充されます。（非課税投資総額：最大500万円、非課税口座開設期間：平成26～35年（10年間））
- 2 消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。
 - (1) 居住年：現行（～平成25年12月）
控除限度額：所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
 - (2) 居住年：平成26年1月～3月
控除限度額：所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
 - (3) 居住年：平成26年4月～平成29年12月
控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

※平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）です。
- 3 年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当とする額とする等の見直しがなされます。
- 4 平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しがなされます。

法人県民税・県民税利子割

- 1 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人が除外され、利子等の支払を受ける個人に限定されます。これに伴い、法人県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を法人県民税均等割額等へ充当又は還付する制度が廃止されます。

たばこ税

- 1 平成25年4月1日から、地方たばこ税の税率が次のとおり改正されました。
 - (1) 一般の紙巻たばこ

道府県たばこ税	1,000本につき	1,504円	→	860円
市町村たばこ税	1,000本につき	4,618円	→	5,262円
合 計	1,000本につき	6,122円	(変更なし)	
 - (2) 旧3級品の紙巻たばこ

道府県たばこ税	1,000本につき	716円	→	411円
市町村たばこ税	1,000本につき	2,190円	→	2,495円
合 計	1,000本につき	2,906円	(変更なし)	

自動車取得税

1 衝突被害軽減ブレーキを搭載した自動車に係る課税標準の特例措置（取得価額から350万円を控除する措置）の適用対象に車両総重量5トンを超える新車のバス等（乗車定員10人以上で立席のないもの）が追加されました。

適用期限は、平成25年4月1日から平成27年3月31日（車両総重量が12トンを超えるものについては、平成26年10月31日）です。

狩猟税

1 対象鳥獣捕獲員等に対する税率の特例措置が、平成28年3月31日まで3年延長されました。

固定資産税

1 耐震改修を行い、固定資産税の減額措置の対象となる住宅のうち「要安全確認沿道建築物」に該当する住宅について、減額措置が1年度分から2年度分に拡充されます。

（注）「要安全確認沿道建築物」とは、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震促進計画に記載された道路の区間にその敷地が接するもののうち、耐震基準を満たしていない建築物をいいます。

その他

1 延滞金等の割合の見直し（平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用します。）

- (1) 延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合となります。
- ① 年14.6%の割合の延滞金→当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合
 - ② 年7.3%の割合の延滞金→当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）

また、徴収の猶予等の適用を受けた場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額が免除されます。

- (2) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合となります。
- (3) 法人の住民税・事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合となります。
- （注）「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

地方税もネット申告でカンタン・ラクラク!



イメージキャラクター：エルレンジャー

地方税ポータルシステム

エルタックス

eLTAX

eLTAXは全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

eLTAXにするとこんなに便利!

- 混雑する地方公共団体の窓口に出かけなくても、自宅やオフィスからインターネットで簡単に申告、申請・届出等ができます。
- 複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- 市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。
(eLTAX対応ソフトに限ります)
- eLTAX用ソフト(PCdesk)で申告書が簡単に作成できます。

税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書が不要です。

※19年4月から、税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合は、
納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付は利用者の任意になりました。

★利用届出・電子申請・届出手続きは、eLTAXホームページから

<http://www.eltax.jp/>



★電話によるお問い合わせは、「0570-081459」

※IP電話やPHSの場合は、「045-759-3931」

◇各地方公共団体ごとのサービス内容も掲載しています。

◇利用時間は、8:30～21:00です。(土日祝、年末年始を除きます)

★徳島県では、eLTAXによる「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税」の「電子申告」及び「電子申請・届出」のサービスを実施しています。

法人の「申告」や「設立・設置届出」などの手続きを、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができますので、是非、ご利用ください。

中学生の「税についての作文」優秀作品の紹介

徳島県知事賞

ありがたい税制度

半田中学校 2年

西 朱理

七月。ギラギラと太陽が照りつける暑い夏がやって来た。ちょうど二年前のあの日も、こんな暑い日だった。

今まで病気ひとつしなかった祖父が、突然脳梗塞で入院することになった。その前日から会話が上手にできない様子があり、祖母も不安に思っていた矢先のことだった。

大学病院で手術を受け、一命を取り留めた祖父だが、右半身と言語に少し麻痺が残ってしまった。祖父は若いころから大工の仕事をしていて、職人気質の真面目な人で、早く病気を治して仕事に復帰したいという気持ちが強かった。それからの祖父は、身体と言語の両方のリハビリを一生懸命頑張り、六ヶ月の入院生活を経て、無事退院した。

祖母から聞いた話だが、祖父は集中治療室に入院し、完全看護で最高の治療をしてもらったそうだ。そして現在、祖父は介護サービスを受けている。週二回のデイサービスと週一回の訪問リハビリを祖父は心待ちにし、表情も生き生きとしている。そんな祖父を近くで支える祖母も、本当にうれしそうだ。

しかし、年金で生活している祖父母にとって、入院、手術、リハビリと、経済的にも大きな負担になるのではないかと心配になり、祖母に尋ねてみた。そこで初めて、祖父の治療にはたくさんの税金が活用されていたことを知った。

税金は、国民が健康で豊かな生活を送るために、国や地方公共団体が行う活動の財源となる大切なお金だ。その税金で、祖父は高度な治療を受け、そして現在も身体の回復に努めることができている。今、私は、小さい負担で祖父母を支えてくれる色々な社会制度を、心からありがたく思う。

今、改めて私たちの暮らしを振り返ってみると、当たり前すぎて見過ごしがちな様々な所で税金が使われていることがわかる。朝、きれいに舗装された道を通り学校へ行き、授業を受ける。教科書は無償で支給され、また放課後は設備の整った体育館で部活動に打ち込む。私が住んでいる町では小学六年生まで医療費も無料だ。でも、それらがすべて税金で賄われていることを、特に意識することもなく、また感謝することもなく、当たり前のようになってしまった。

しかし、税について家族と話をする中で、私が毎日笑顔でこのような生活を送ることができるのも、税金のおかげだということを学んだ。そして、私たちの生活をサポートしてくれる社会の仕組みを心強く思った。

これからますます高齢化が進み、祖父があ世話になったように、老人医療、福祉、介護など、税金の役割が大きくなるだろう。社会のために貢献してきたすべてのお年寄りが、整った環境の中で生きがいを持って安心して生活できるように、税金の在り方について、もっと関心を持ちたい。そして将来、税金に感謝しながら納税できる大人になりたい。

中学生の「税についての作文」募集は、毎年、徳島県納税貯蓄組合連合会が中心となって行っている租税教育推進事業で、平成24年度募集では県下全体で7,415点（86校）の応募がありました。

上記の作品は、その中から特に選ばれたものです。

memo

memo

memo

平成24年(2012年)度「人権に関する児童生徒の作品」ポスター
優秀作品の紹介



鷺敷中学校 2年 矢野杏菜



川内南小学校 4年 三村早耶

知ろう、考えよう なくそう 部落差別



あなたの納める地方税は、
幸福を実感できる
新しい徳島づくりに役立ちます

「**地方税のしおり**」は徳島県のホームページにも掲載しています。
県税の申請用紙等の提供も一部行っています。

徳島県ホームページアドレス <http://www.pref.tokushima.jp/>



県の木 やまもも



県の鳥 しらさぎ



県の花 すだち

徳島県／徳島県市長会／徳島県町村会

徳島県経営戦略部税務課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1
TEL. 088-621-2075～2079
